

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議（第4回）

令和5年8月23日（水）午後4時00分～午後7時15分

○内田座長 皆さん、こんにちは。予定の時刻になりますので、ただいまから「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」の第4回会議を開催いたします。

当会議の座長を務めます内田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日もお忙しいところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、濱田構成員が御都合により御欠席となります。

また、磯谷構成員におかれましては少し遅れて御参加と伺っております。

それから、こども家庭庁の高田成育局総務課長は所用のため御欠席と伺っております。

それでは、まず事務局より、本日の議事及び資料の説明をお願いいたします。

○羽柴参事官 はじめに、本日の議事について御説明いたします。

本日は、お手元の議事次第のとおり、御議論いただくお時間を中心に設けさせていただいているところでございます。

続きまして、配布資料について御説明をいたします。

配布資料の資料1から資料4までをお配りしております。

配布資料1は、今回、第4回会議の議論のテーマです。第1回から第3回までの御議論も踏まえて更新した内容になっておりまして、本日はこちらの項目に沿って御議論を進めていただくことを予定しております。

次に、配布資料2ですが、こちらはこれまでの構成員の方々の主な御意見に加えまして、論点と思われる点についても斜字で記載している部分があるものでございまして、御議論の際に御参照いただければと考えているものでございます。

続きまして、配布資料3ですけれども、こちらは外国法制に関するものでございます。一部分の国につきまして第1回の会議におきまして資料を配布させていただいておりまして、また、追加で第3回にも配布をさせていただいております。今回はそれらに含めておりました国もまとめて、今回追加したものと併せて一つの資料にしておりまして、既に御紹介している国のページにつきましては同じものの再掲でございますが、一つの資料にまとめるという趣旨でこのような形にしているものでございます。

そのため、再掲の部分は割愛をいたしまして、本日は今回新しく追加した4か国について御説明させていただきます。追加をいたしましたもののうち、1つ目、まず10ページをお開きいただきますと、こちらはアメリカのカリフォルニア州についての調査の結果でございます。カリフォルニア州では、教育・保育関連業務に従事する者について、犯罪歴の照会が義務付けられておりまして、対象犯罪歴等を持つ者は教育関連業務への採用が拒否され、また、保育関連業務への就業が禁止されるということになっています。

続きまして、13ページを御覧ください。

こちらはニュージーランドでございます。ニュージーランドには犯罪歴等の照会を雇用者が行う安全性審査という制度がございます。対象犯罪歴を持つ者はこども関連業務においてこどもと単独に関わる、又はこどもに対して第一の責任を持つという中核職員としての従事が禁止されています。

続きまして、14ページを御覧ください。

スウェーデンです。こちらでは教育・保育関連事業における雇用者は、犯罪歴抜粋記録を提出しない者を雇用することはできず、この規定違反は犯罪となっております。ただ、提出された犯罪歴抜粋記録に有罪歴が掲載されていたとしても、その者が教育・保育関連業務への従事を禁止されるということではございません。

次に、15ページはフィンランドでございます。

こちらスウェーデンと同様、犯罪歴登録簿抜粋を提示するよう求めることは義務であり、その規定違反は犯罪となりますが、犯罪歴がある者の従事は禁止されておらず、雇用者の判断に任されています。

続きまして、配布資料4でございます。

こちらは犯罪歴の照会制度におきまして、前科がある者等の従事禁止規定ですとか、雇用者がその照会制度を利用することについての義務、これらの有無とそれに違反した場合の罰則の有無、また、雇用者が照会情報を漏えいした場合の罰則の有無について調べたものでございます。網羅的に把握できるわけではございませんけれども、把握ができた国につきまして、今、申し上げたものをまとめている資料になっております。

複数の国がございますので全て申し上げますとお時間を取ってしまうかと思えますけれども、こちらに記載されておりますように、一番上の欄で従事禁止がある場合、それに違反した際に罰則があるかがその下の欄に記載してあるものでございまして、基本的には、従事禁止があるがそれに違反したというときには刑事罰あるいは行政罰が規定されているようでございます。

その下の欄は照会制度の利用の義務でございまして、利用の義務があった場合、国によってはそれに違反した場合に罰金刑というところもございすけれども、行政上の営業許可の取消しや行政罰ということもあれば、刑事罰等は設けられていない、あるいは不見当であるという国もございす。

それから、一番下は情報漏えいに関する罰則でございます。こちらは、基本的に罰則が設けられています。なお、オーストラリアについては、なしと記載してありますけれども、これは、制度の内容といたしまして、犯罪歴の記録が雇用者の側に開示されるわけではございませんので、場面として該当しないというものでございます。

配布資料につきまして御説明は以上です。

○内田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、この段階で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。何かありますでしょうか。大体よろしいでしょう

か。ありがとうございます。

それでは、本日の議事のとおり、議論に入らせていただきます。

本日の議論におきましては、配布資料1の「議論のテーマ」に沿いまして、各論点を中心に議論してまいりたいと思います。また、議論の際には配布資料2に第1回から第3回までのこれまでの会議の主な意見がまとめられておりますので、こちらも適宜御参照いただければと思います。

御議論いただくに当たり、議論のテーマに記載されている論点を順番に取り上げるという形にしていきたいと思います。既に一定程度御議論が出ている論点もあれば、これまでは時間の関係で該当の御意見がまだ出ていないという論点もあろうかと思っております。そのため、本日は順に論点を取り上げてまいりますので、さらに御意見があるというところで御発言をいただければと存じます。

また、御議論いただく際の便宜のために、一定の区切りごとに論点を取り上げることといたしますけれども、もちろん相互に関連する論点というのもあると思っておりますので、関連する事項等について併せて御発言いただくことは差し支えございません。適宜併せて御発言いただければと思います。

また、議論のテーマには、これまで触れられた論点が記載されていますけれども、ここに記載されているもの以外にも論点があるということは考えられますので、そのような御指摘も適宜行っていただければと思います。どこでも結構ですが、御発言いただければと思います。

それでは、順に進めてまいります。最初に「制度設計にあたっての基本的な視点」というところですが、「本件確認の仕組みの必要性」、これについて御議論いただきたいと思っております。この点につきましては、この制度が必要であることにはもう異論はないという御意見もいろいろ出ておりますけれども、さらに構成員の皆様から御意見いただけることがありましたら頂戴したいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 ちょっと最初の議題に合っているかどうか分からないのですが、ある程度制度の実像というものを思い描かないと私も意見としてまとめにくかったのですが、少し逸脱した部分はあるかもしれませんがお話しさせていただきます。

この間も学習塾講師によるこどものわいせつ事件が起こっておりますけれども、ここまでのヒアリングで、こども関連事業を行う方々の全員がDBS制度の発足を期待し、また、なるべく広く対象としてほしいというように希望されていたというように思います。このことを前提に、まず2点ほど述べさせていただきます。

まず1点目は、犯歴等確認の義務ということについてです。

本日配布された資料にあった、全ての国で雇用者等に被用者、雇用される側の方、被用者の犯歴等の照会を義務付けているということが明らかになっております。日本において

も犯歴等がある者のこども関連業務への従事を禁止し、雇用者等に犯歴等の照会を義務付けるという制度を確立しなければならないということを強く感じました。

違反した場合、つまり、犯歴照会の義務に違反した場合は行政罰を設ける等の対応も必要かというように考えております。こういったことを例えば職業選択の自由を侵害するものだというように考える考え方もあるのかもしれませんが、こども関連業務の特殊性に着目して、そこに従事する者の適格性を限定する。つまり、欠格者を排除してこどもを守る制度として考えることはできないだろうかというように思っております。

こどもの権利条約は、こどもという者が大人と同じ基本的人権を有しながらも、まだ発達途上にあるために自分の権利の行使を十分にできないということを強調しております。そういう観点に立っております。締約国に特にこどもの権利に配慮して、こどもの権利を保障するようということを求めていると思いますので、それに対応するためにはこういった考え方も必要なのではないかと考えております。

それから、事業者への義務付けをしないで任意の認証マークを付与するという案が報道されておりましたけれども、保護者の立場からは分かりにくくて活用されにくいものだというように感じております。例えば現在、ベビーシッターのマッチングサイトを利用する場合には、その事業者がマッチングサイトのガイドラインを遵守しているかどうかを確認するようというところを一般にお知らせしているところではありますが、マッチングサイトガイドラインそのものを知っている保護者というのはほとんどいないと思います。保護者の選択、保護者の自己責任にしてしまつては制度の効果を十分に得ることはできないというように考えております。

それから、2点目について、犯歴の証明の扱いについてなのですが、多くの国で無犯罪証明は本人に出しております。この証明はこども関連業務に従事する場合にのみ求められて、請求は雇用者等も行えるけれども、証明は被用者本人が受け取って提出するという提出するかどうかは自分の意思で決定するという形がイギリスなんかでは行われているわけですが、このような形を取ることで様々な権利の衝突や個人情報の問題も乗り越えられるのではないかと考えております。

雇用者等が情報を閲覧する制度もあるというように認識しておりますが、そういうようにしてしまいますと、むしろ閲覧する権利を持つ範囲をどのように定めるかという問題が発生して非常に複雑になっていくというように考えます。こども関連業務に就くためには無犯罪証明を提出することが必須だという制度にすることで、犯罪等の犯歴等のある者がこども関連業務に応募しない、近づかないという抑止効果が得られるものと期待いたします。そうすることによって未然に犯罪を防ぐことができる。また、そのリスクを持つ本人にとっても望ましいのではないかと御意見がヒアリングの中でもあったというように承知しております。

ほかにもいろいろ考えてきておりますが、また後のテーマのときにお話ししたいと思います。ありがとうございました。

○内田座長 どうもありがとうございました。

続いて、山下構成員、お願いいたします。

○山下構成員 今、述べられたこととも関係するのですが、8月上旬及び昨日及び本日、新聞報道がございまして、既に制度の大枠について事務局が考えをまとめたというような形で報道されているのですが、それは事務局がそういったことを勝手にブリーフィングすることはないと思っているのですけれども、記事が出たいきさつ等について御説明いただかないと、もし記事が真実であればここで議論していてもしょうがないと思いますので、事務局の方から御説明をお願いします。

○内田座長 それでは、事務局からお願いします。

○羽柴参事官 本会議の議論の状況等につきまして、できるだけ皆様に御理解もいただけるようにという観点から、マスコミ関係の方に対しましても丁寧に説明しているというつもりでございます。その際に、当然のことでございますけれども、決まっていないことについて決まっているですとか、あるいは予断を持った説明をするというようなことはしておりません。

ただ、御指摘のように報道がなされているということは事実でございますので、これからも引き続きその点については十分に留意しながら丁寧に説明をしてみたいというように考えております。

○山下構成員 すみません、続けていいですか。

○内田座長 どうぞ。

○山下構成員 ということは、事務局としてこう考えているというようなことは明言はしないけれども、記者の方が勝手に書いた、あるいは推測して書いたというように受け止めておいたらいいのでしょうか。

○羽柴参事官 事務局といたしましては、できるだけ正確に御議論の状況を伝えようと思って説明をしておりますし、議事録ができましたら、それを公開しておりますし、資料は速やかに公開するということをしております。それ以上のことを申し上げているところではございません。御指摘の点についてどのような経緯でどのようなお考えでお書きになったのかということとは分かりかねるところでございますが、事務局としてこういうことになりましたというような説明をしたということはございません。

○山下構成員 分かりました。

○内田座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言。では、小國構成員、お願いいたします。

○小國構成員 制度設計に当たって、この本件の制度を確立するということは全員が恐らく異議がないのではないかと考えておりまして、そこは早く制度を確立すべきだと私は強く主張したいと思います。

そして、その仕組みを作るに当たって、まず一番はこどもの人権を守ることということですので、同時に、加害者の人権というのにも考えないといけないと思います。両方の

人権を守るということがない限り、反論が出てこの案は潰されてしまう可能性があります。ですから、一方的に欠格者というように言うのはちょっと早計ではないかというように思います。人格を持った方でいらっしゃいますので、やはりそこはしっかりと考えて物事を進めるべきではないかと。

それから、もちろん全員のこども関連の仕事をする方をこの制度の対象にして頂きたいという気持ちは私もありますけれども、それを言うてしまうとこの制度は成り立たないということも同時にあります。ですから、対象施設を絞らなければならないのではないかと。やはり早急にこの制度をまずしっかりと、どこからも文句を言われないような形で運用を始める、言い換えるとスタートを始めてから、こんな問題が出てきた、あんな問題が出てきたというようなことがないようなしっかりとした形でスタートするということが大事だと思います。それでしっかりとした制度をつくった上で対象施設の範囲を広げていくという議論に進んでいくというご意見を、前回、宍戸構成員がおっしゃっていただきましたけれども、私はその意見に賛成です。それがやはり一番安全に進められる手だてではないかと考えます。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

それでは、比嘉構成員、お願いいたします。

○比嘉構成員 ありがとうございます。

保護者の立場からすると、この制度は学校現場に従事する教員以外の方たち全てにおいても対象としていただきたいと思います。それから、学校現場以外の習い事などの場にも広げて行っていただきたいとも思います。学校以外でも、こどもたちに関わる大人は大変多いです。学校以外のところで犯罪が行われることもあり、学校よりも見つけにくい場合があると承知しております。ですから、できるだけ幅広く対象にしていきたいと思います。

また、私は、無犯罪証明書を発行することではないと事務局の説明で理解しました。ある程度犯罪記録を載せる期間を長くすれば誤解されないのではないのかと思います。

それから、加害者の人権や職業の選択の自由は理解しますが、一度、被害に遭ったこどもたちは、それからの長い人生、職業に就くことすらできなくなる可能性もありますので、やはり、被害者の方をしっかりと考えた上で、制度設計をしていった方がよいと思います。

また、犯罪とまでならない見つけにくいものがあり、例えば、ベビーシッターなどは、研修がオンラインであったり、無資格の方であったりしますので、幅広くこの制度の対象となるようにしてもらいたいと思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。この後で議論いただく各論のテーマについてもいろいろ触れていただいて御議論いただきました。

他にこの時点で御議論、御発言ありますでしょうか。

では、宮島構成員、お願いいたします。

○宮島構成員 ありがとうございます。

必要性ということですので、そこに絞って発言できるように努めます。

前回の会議で最後に申し上げたことと重なってしまいますが、加害者の方のことについて研究しておられる早稲田大学の嶋田先生が、こどもに近づかないようにすることはその方を守ることだと言っておられました。普光院構成員が先ほど述べられたことと重なるとは思いますけれども、やはり私は、基本的には全ての人の人格と人権を守らなければならないことを前提に、とりわけこどもの人格と人権を守らなければならないと考えます。こどもの人権はとりわけ奪われやすいから特別な配慮をしなければいけないと考えていますが、全ての方の人権をちゃんと尊重して守っていくことが基本にある。

分かりやすく正義と不正義を分けて、不正義をキックアウトするというような発想で進んでいくと、制度がゆがみ、出来上がるものの精神がおかしくなるような気がします。むしろ罪を犯してしまった人が罪を重ねることがないようにするためにもこの制度は必要だということを、この制度の必要性としてきちんと押さえて置くことが、もとても大事なのではないかと思います。

海外で長い時間をかけてこの制度を前進させてきた背景には、単に悪いことをした人をキックアウトするという精神ではなくて、むしろ科学的な知見に基づいて、再犯率も高いということも含めて、近づかないということがその方への支援であることが気付かれ合意されたことで進められた面もあったのではないかと推察します。ぜひこの制度の必要性を記述するときには、このことも明記していただきたいと要望します。

以上でございます。

○内田座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。もし関連する御議論がありましたら、後でまたお出しいただいても結構です。

それでは、次に進みたいと思いますが、既に御意見をいただいた点にも関わりますが、仕組みを設けるに当たって留意すべき観点について議論したいと思います。ここには既に言及していただきました職業選択の自由、営業の理由、プライバシーとの関係が含まれるものと思います。こういった点につきまして御議論、御意見がございましたらお出しいただければと思います。また、その際、関連する事項についての御意見があれば併せてお話しいただいても結構です。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 東京大学の宍戸でございます。

先ほど来、営業の自由についても御意見があり、また、こどもの人権との関係をどう考えるのかということがございましたので、これについてまず意見を申し上げておきたいと

思います。

宮島構成員が今、おっしゃいましたとおり、基本的にはそれぞれの人にそれぞれの人権がある中で、国家として誰かの人権を守るために誰かの人権を制限することは、ある意味でよくあることであり、法律を作る際にそこをどう適切に調整していくか、それが憲法に適合しているかどうかということは、国会も、それから、法案を準備される政府当局においても、大変に悩まれる点だろうと考えております。

この局面におきましては、一般的にはまず職業選択の自由があると同時に、一般的な次元よりも少し具体性を挙げた次元として、教育であるとか保育でありますとか、あるいはこどもに関連する業務に従事する方の場面を考えてみると、繰り返し構成員の皆様から御発言ありましたように、こどもの人権、こどもの生命身体あるいは性的自己決定のような人格的利益を守るという利益の方が、比較して見たときに重いだろうということは言えるだろうと思います。その意味で、これまでの御意見に私も基本的に方向性を同じくするものであります。

他方で、では、こどもの人権を守ることに役に立たないような規制まで、一般的な職業選択の自由を制限していいのかといったことになりますと、これは人権同士の調整を国が法律で行うという場合には当然慎重にならなければいけないものでございます。そこで結論としましては、オール・オア・ナッシングの、こどもの人権を守るために職業選択の自由はないのだとか、職業選択の自由があるからこどもの人権はないがしろにされていいのだとかいう議論をしているのではなくて、よく実践的調和と言いますが、それを適切に調整するということが大事であることになります。前々回以来、こども関連業務従事者の職業選択の自由の観点から見たときに、目的であるこどもの性被害を防ぐという観点から比例性を持っていなければいけない、必要かつ合理的な範囲で職業選択の自由等を制限するということが求められるのだというのは、その趣旨でございます。

その上で、職業選択の自由についての考え方は既に4ページの構成員の主な意見ということで私の意見は書いていただいておりますので、これ以上、繰り返しをいたしません、併せて営業の自由及びプライバシーとの関係についても一言ずつだけ申し上げておきたいと思っております。

営業の自由の話は必ずしもこれまでこの場に出てこなかったところがございます。前回、私は教育・保育等の事業の自主性という言い方で申し上げたつもりであったのですが、必ずしも明示的でなかったので補足をいたしますと、事業者との関係でも営業の自由が保障され、その結果として、こどもの人権を守っていくという重大な目的を達成するために必要かつ合理的な範囲で、同じように制限をすることが許される。逆に言うと不必要あるいは不合理な制限は問題があるということになり、それを具体的にこの後の仕組みを作る中で検討していくということになります。

あわせて、御注意をいただきたいのは、確認を義務づける点だけではなくて、この確認を義務づけられた主体、事業者がその確認をすることに派生して情報管理の義務が発生す



るということであります。この情報管理の義務を課すということ自体が営業の自由に対する一定の制約であり、なればこそ個人情報保護法はこれまで国の行政機関、地方公共団体という公的部門と民間の主体との間で、規律の強弱を設けてまいりました。

今回、恐らく一般の個人情報保護法の規制よりも重ための規律を、この事業者の方々に営業の自由の制限として実質的に課すことになり、私はそれは適法に、憲法適合的に作ることができると思っていますけれども、これについてはやはり一定の留意をし、実効的にその規律が守られるような仕組みを考えていかなければいけないと思っています。このことが教育・保育以外の場面全体にも義務付けるのか、認定制を取るのかといったことに後ほど関わってくるということだけ申し上げておきたいと思います。

今のような情報管理の義務付けを課さないとなることがプライバシーとの関係でございまして、これは実は問題になるのは、教育等のこども関連業務に従事する性犯罪歴等がある人のプライバシーだけではなくて、例えばこの人がいついつ有罪判決をどういう罪名で受けた人ですよということが分かることによって、まさに性犯罪の被害者である方が、その情報に触れた人にとって推知される、そういったプライバシー侵害、2次被害が発生し得るわけです。

だから、これはDBSの仕組みを取ってはいけないのかとかそういう話ではございませんで、当然取るわけでございますが、それに併せて必ず、まさに被害者のプライバシーあるいは2次被害等を防いでいくという観点からも情報管理をDBSに関わる主体に義務付けることが必要になるのだ、そのバランスをどう取っていくかということが課題になるのだということを申し上げておきたいと思います。

長くなりましたが、現時点では私から以上でございます。

○内田座長 ありがとうございます。

では、他に御意見いかがでしょうか。

宮脇構成員、お願いします。

○宮脇構成員 私もこの間の議論を通じまして、基本的にはこれはなるべく広い範囲で、こどもたちが関わる広い範囲でやっていくべきだと。それはこどもの置かれている現状、それとあるいは将来への影響ということを考えると、きちんとしっかりと対応して、そして、国民の皆さんの理解を得ながらやっていくことが肝要だというように思っております。この「仕組みを設けるに当たり留意すべき観点」の中のところにも書かれたりいたしておりますけれども、性犯罪によるこども家庭庁が設けておられます13事業、これについてしっかりやっていくというのがある意味、政府なり自治体なり、そういうところに関わって、設置者に対しては許可権限とかそういったものを持っている、任命権限とか持っている。そういう部分でまずもってしっかりやっていくことができるのではないかと。

小さな話ですけれども、放課後のこどもたちを預かるにしても放課後子供教室というのがありますし、放課後児童クラブがありますし、それから、障害のあるこどもたちのデイサービスの預かりもあります。これはそれぞれ省庁も違ってきますし、そういう中でもや

はり関わっておられる方たちも放課後、例えばこども教室なんかにしても人が違うわけですね。本当に民間の人たちがボランティア的に、児童クラブ的な考え方でいろいろな社会活動なんかもしたりしながらやっているところと、そうではなくて教員のOBの方たちがやっておられる教室なんかもございます。

そういうところですけども、そここのところはそれぞれのこども教室ですと教育委員会の方が認めてそれをやってもらうということが自治体でありますし、放課後児童クラブですと職員も任命して設置も自ら自治体がやっているということなんかございますので、そういうところはすっと素早く説明するのも自治体も一生懸命になってももちろんやれますし、周知を図りながらなるべく早くこうやって現実に犯罪が起きていることを考えれば制度化すべきだろうというように思っております。

そういう中であって、やはり今、先生もおっしゃいましたように加害者の方のプライバシーあるいはどこまで阻むのを続けるのかの議論、後でまた出てくると思いますが、そういうことについてはやはり多少時間をかけながらもその議論を尽くしてきちんとやっていくというような考え方も必要ではないかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○内田座長 どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 対象とする事業のことについて述べたいと思います。

一般の国民や事業者の方の希望というのは、恐らくこどもが希望を言えるとしたらこどももそうだと思うのですが、できるだけ広くというように希望していることは確かだろうというように思います。まとめていただいた議論のまとめの方にもありましたけれども、基本的な定義としては、時間単位のものも含めてこどもと直接接触する業務、教育や指導やケアを担う等非対称の力関係がある業務、こどもと接触しても他者との目に触れにくい業務というようなことが3点、挙げられていましたが、そういったものを全て対象とするという基本的な視野を設けて、そこにボランティアも含めるべきではないかというように私は考えております。

これは、一方で、刑罰だけを対象とするのか、その他の場合も対象とするのかという、そちらの方の縦の範囲みたいなものもあるわけですけども、それとこの職種の範囲というのは関連していて、職種によってひょっとしたら縦の範囲も変わってくるのかもしれないというように思っております。いずれにせよ、公的な教育や保育、児童福祉の事業はもちろん、商業的なサービス、例えば学習塾、スポーツクラブ、認可外保育施設、従来型、マッチング型のベビーシッター業等はもちろん含めるべきだと思っておりますし、その場合、マッチングサイトのベビーシッターやボランティアの場合は雇用という形にはならないので、雇用者ではなくてそれぞれの管理者となる方が犯歴等の証明を確認するというこ

とを義務付けられるというような形で制度をつくっていただきたいなというように思っております。

ボランティアもと言うと、そんなことをするとせつかくのボランティアの意欲を妨げてしまうのではないかとというように思われる方も多いとは思いますが、できればこの制度をなるべく簡便に利用できる制度にして、例えばボランティア希望者に団体の方が「証明、取っておいてね」と気軽に言えるような制度にできればそういったことが特に負担になるということも少ないのではないかと、軽減していけるのではないかとこのように思っております。

それから、最後に、宍戸構成員が言われた被害者のプライバシーということについて、これは疑問なのですが、私が思っておりますイギリス的な無犯罪証明というものは、この方には該当する性犯罪等の履歴がありません、あるいはありますということ証明するにとどまって、いつ、どこで、どんなことをやったかみたいな情報は当局は持っていても一切外部には漏れないというように考えていたのですが、イギリスの制度そのものの詳細を私は熟知していませんが、そういうイエス・ノーの単純な証明にしてしまえば、そういう被害者のプライバシーに関する懸念というものも大分軽減されるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

他に関連していかがでしょうか。いろいろ御意見いただきましたが、ただいまの点については大体よろしいでしょうか。それでは、また後の論点で関連する御意見がありましたらお出しただければと思います。

では、続きまして、個別の論点に入っていきたいと思っております。

まず最初に「学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務」についてですが、ここには例えば責務等を具体的に規定する必要性、それから、安全確保措置といったことが論点として含まれるかと思っております。また、次の論点項目に「認定」というのがございます。これについてはこれまでの御議論の中で丸適マークという御意見がございました。今、挙げましたこの2つの論点、すなわち学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務の問題と認定の問題、これは両者にわたる御意見があるかと思っておりますので、これらを併せまして御意見を伺えればと思います。もちろん関連する事項がございましたら併せて御発言いただければと思います。

それでは、御発言のおありの方は挙手をお願いいたします。

では、小國構成員、お願いいたします。

○小國構成員 法律に詳しい方がたくさんいらっしゃるの確認したいことがあります。今、普光院構成員からは、本人が証明書をもらう方法が、プライバシーも侵害しないし良いのではないかと、という御意見がございまして、あともう一つの方法は、事業者が国に照会するという方法で御議論されていると思っております。法律の専門家の方々は皆様、後者の方

を推してらっしゃるように思ったのですけれども、その理由を分かりやすく教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○内田座長 それでは、宍戸構成員、お願いいたします。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

個人情報保護法でという話を以前申し上げたかと思いますが、要は証明書をカジュアルに出して、私は無犯罪ですという証明を持っているということになりますと、いろいろな局面で、これはこども関連業務に従事するしないにかかわらず、ボランティアとかいろいろな場面で、ではそれを出すと、カジュアルに人に言うということが、あらゆる局面で生じるからでございます。

政府が発行したものを個人が持っているということ、そして、それをその外側で求められたときに出さないということは、そのこと自体が非常な不利益をもたらすので、政府が証明するようなものはそもそも本人に持たせないというのが、これまでの個人情報保護法の基本的な考え方であったろうと思います。

もし、性犯罪証明書等を今回の場合に政府が発行して、それで本人が持っており必要な場面に出すという場合には、全国民、全事業者に、この目的以外ではこの証明書の提示を求めてはいけないという義務を課した上で、それを処罰するぐらいの勢いでないと難しいのではないのか。ただ、それは現実の実効性が極めて困難であるという観点から、御指摘いただきましたように2-7のところでございますけれども、事業者が本人関与の下で閲覧できる仕組みが、これまでの我が国の法制との関係で整合的ではないかと考えております。もちろん、この点はいろいろな御意見が当然あり得るのだらうと思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

他に。では、普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 私が認識しておりますのは、各国で行われている無犯罪証明はどの職業においてもそれを求めていいというようにはなっていないように思います。例えばこどもに関連する、いわゆるイギリスですと高齢者とかこどもとか自己の権利を守ることに脆弱である者のケアをするという職業に就く場合に限って無犯罪証明を求めるということになってきたかと思えますし、また、各国の制度では、資料のどこかに書かれていたが、本人に出すというものが多くなっているのは、それはやはり本人の意思でどうするかということ自分で自分の情報を受け取って、それを提出するという合意というプロセスが必要だということでそういうやり方になっているのではないかなというように思っているところで、そういう制度が実際、各国でやっているので可能なのではないかなというように思っているところです。

○内田座長 ありがとうございます。

では、磯谷構成員、お願いできますでしょうか。

○磯谷構成員 ありがとうございます。

私の方は今の論点とは違いますけれども、大丈夫でしょうか。

○内田座長 どうぞ、結構です。

○磯谷構成員 それでは、先ほどの個別論点に入ったところで私の意見を申し上げます。

一つは、以前もちょっと申し上げましたけれども、先ほど少し御紹介もいただきました丸適マークのところに絡むお話なのですが、先ほどちょっとお話も出ていましたが、やはりできるだけ幅広い事業者を対象とするというのがとても大切だと考えております。もし穴がありますと、こういった犯罪を犯してしまう方々はそういったところに行ってしまうと、結局そこでまた犯罪が起きてしまうということになりますので、そういう意味でもできるだけ広くカバーするというのが望ましいのだらうと思うのです。

ただ一方で、このDBSという制度は、ここで議論している私たちにとっては多少なじみがあるでしょうけれども、一般の市民の方々にとってはまだまだなじみがない制度ですし、加えて、塾とかスポーツクラブなど、行政のみならず事業団体ですら十分に把握し切れていない零細事業者もあると考えますと、いきなり全部義務化するというのはなかなか難しいのではないかと考えております。

そこで、この対象事業者を大きく2つに分けて、一つは登録や届出の対象となっていて行政が一定程度把握をしていて、何らかの監督権が及ぶような事業者については、法律によってDBSの利用を義務づけるということではないかと考えております。これに対して塾に代表されますけれども、必ずしも外縁部もはっきりしないようなところ、行政も把握が十分できていないところにつきましては、丸適マークといった制度を活用して、例えばDBSを利用し、かつ性犯罪防止のための研修等も実施するというようなところについて、この丸適マークを与えることで自発的にこの制度を利用できるようにするというのが望ましいのではないかと考えます。

ヒアリングにおいても、塾の関係者の方からDBSに大変期待しているというお話もございましたし、最近も大手塾において事件が起こっているようでございます。おそらく事業者の視点からしても、レピュテーションリスクを避けるという意味でも、率先して丸適マークを受けようということが期待できるのではないかなと考えております。

ただ一方で、自発的に制度を利用できると言っても、不必要に広くなるとやはり職業選択の自由を過剰に制限するということになってしまいます。例えば子どもと直接関わって、一定時間サービスを提供するとか、あるいは余り零細なところを除外する趣旨で、例えば常時2名以上の者を雇用または使用しているとか、何かそういうような形で枠組みを定めていくこともやむを得ないのかなと考えています。この丸適マークの考え方は、私はいいのではないかと考えているのですけれども、将来的には一般の市民の方々の理解も得て、全体的に義務化できるようになればいいと考えております。

ちょっと長くなるのですけれども、先ほど座長の方からも安全確保についても少し関連するのでというお話がありましたので、続けてよろしいでしょうか。

○内田座長 どうぞ、お願いします。

○磯谷構成員 恐れ入ります。

このDBSに限らず、性犯罪を防ぐためにはいろいろな対策が考えられると思うのですね。私はこれまで幾つかの施設などにおいて性犯罪の再発防止等に関わってきましたけれども、そういった経験を踏まえると、まず1つ目は、従業員に対し性犯罪に陥りやすいリスクとこののをしっかり教えるために研修を実施することはとても大切だと思います。

過去に性被害等を受けてきた子どもたちの中には意識的または無意識的に人を性的に誘ってしまうようなお子さんもいるわけで、そういったようなことも考えると、そういうリスクを自覚をしていないと危険な場面に自ら陥ってしまうということになりますので、そういったところを従業員にしっかりと研修をする。

それから、子どもの福祉を目的とした活動をしている方々は、自分の施設で性犯罪なんて起こらないものだと思ってやっているのですが、実際には起こり得るわけで、起こり得ることを前提にして、例えば疑わしい事案が発生した場合にはどう対処するのかというマニュアル等もきちんと整備をするということも考えられると思います。

それから、子どもが被害を受けた場合に、相談しやすい窓口を整備することも大切です。加害をした人にしか相談できないというのでは全くナンセンスな話ですので、そのあたりもきちんと整える。

あともう1つ、利用している子どもに対して情報提供をすることも大切です。「うちの施設では、職員がこういうことをするのは駄目なんだよ」ということを子どもたちにしっかり伝えることもとても重要だと思うのですね。こういったさまざまな対策をしっかりと講じるということも、ぜひ「抱き合わせ」と言うと言葉が悪いかもしれませんが、実施していただければいいかなというように思っております。

長くなりました。申し訳ございません。以上です。

○内田座長 どうもありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたけれども、いただいた御意見の中で例えば普光院構成員からの御意見等でも、イギリス法についての言及がございました。この点について、若干調査もされたようですので、関連箇所について事務局から少し御説明をいただけますでしょうか。

○羽柴参事官 では、先ほど普光院構成員から言及いただいた点につきまして簡潔に申し上げます。

イギリスにつきまして、お配りしている資料の中にも出てくるところではございますけれども、例えば本日お配りしました配布資料3で2ページをお開きいただきますと、イギリスにおける犯罪歴照会制度の概要等を書いているところがございます。こちらの1行目にありますように、イギリスでは、基本的に職種にかかわらず前科、犯歴照会を求めることができるということとなっています。

次の3ページをお開きいただきますと、チェックが4種類がございますけれども、今、申し上げました裁判所による有罪判決、これは全てのところで対象になっているものでご

ざいまして、これを含んだ基本チェックというものを利用することができるのは全ての場合でございまして、全ての方がそもそも利用できるというところでございます。

それから、このように種類がございしますが、御指摘いただきましたように一部のこどもに関連するといったような一番右側の就業禁止者リスト付き拡張チェックの対象となるものの証明書につきましては、有罪判決だけではなくて、更に情報が追加されていってございまして、就業禁止者リスト情報の掲載もそうですけれども、例えば警察が証明書に記載すべきと判断した機微情報、そういったようなものも含めて掲載してあるというような構成になっているところでございます。

以上でございます。

○内田座長 チェックによって情報の内容も拡張されるということと、あと照会を求める主体はイギリスの場合は使用者ということですか。

○羽柴参事官 そうです。使用者ということでございますけれども、今、申し上げました基本チェックというものは特に目的に限定があるわけではなく、どういうところでも使用ができるということでございますので、自分でということもございまして。

そうではないものにつきまして、例えば就業禁止者リスト付き拡張チェック等は使用者が申請をいたしまして、照会結果が返ってくる時に、ないということの連絡は使用者に来るというフローもございまして、様々なことが記載された証明書につきましては、就業希望者に対してこれが出され、それについての訂正申立ての機会があるという構成になっていると承知しております。

○内田座長 ありがとうございます。

カテゴリーをきちんと分けて、誰がどういう目的で使えるということが定められているということのようですが、普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 大変申し訳ありません。私がベビーシッター事件の事後処理の委員会に出ていたときにこのDBSの制度を随分見に行ったりしたのですけれども、そのときに当局のサイトに書かれていた英文によれば、いわゆる自分の権利を守ることに脆弱である者をケアしたりする業務とそれ以外の業務にきれいに分かれていて、それ以外の職業に就くことは一切制限されないというようなことがきちんと書かれていたのです。

だから、これを見て、いつの間にこのようになったのだろうというようにちょっと思ったのですけれども、そうだとすれば、逆に今、いろいろな御懸念が出ているわけですから、本当に今回、特にDBSはこどもに関するということでこの検討が始まっているわけですから、こどもに関する先ほど私がちょっと言いましたような範囲の業務についてのみ照会が可能という制度にすることはできると思いますし、例えば記録の詳細を書かないで証明を出すという制度にすることもできると思うのです。ですから、様々な関係の人権、大人の方の基本的な人権を守り、かつ、こどもの権利を守るために日本としてどういう隙間を縫っていくのかというような検討になるのではないかなというように思っております。すみません。

○内田座長 ありがとうございます。必要に応じてまた外国法の制度の詳細については調査をしていただこうと思います。

では、オンラインで御参加の山下構成員、お願いいたします。

○山下構成員 私から3点、申し上げさせていただきます。

1点目は、犯罪歴の照会の主体なのですが、私は宍戸構成員が言われるように、これは雇用する者が確認をするというような制度設計にするべきだと思っております。というのは、先ほど普光院構成員からは、こどもに関わる職種に限って性犯罪の犯歴照会を認めるという制度設計にしたらいいのではないかという御発言もありましたが、一旦、職を求め側がこうした証明書を取れるという制度にしてしまうと、例えばこども関連業務以外の業務に応募する際も雇用する側がそういった証明書を取ってこいということになる。仮にこどもに関連する業務以外の業務であっても、こどもに関する業務に応募するのだと偽って証明書を取ってきて、それを別の業務に従事する際に出させるみたいな悪用される懸念もありますので、イギリスはどの職種でもこうした犯歴照会ができるという制度設計になっているようですが、日本はそれと違って、まずはこども関連業務からこうした制度を始めようということですから、私は証明書を個人が取得するということは、その制度が悪用されるというリスクもあるのでやめるべきだと思います。

2点目は、丸適マーク制度についての考えなのですが、やはりこれはあらゆる職種にまで広げて照会の義務とその照会の義務違反の場合の罰則を設けるとするのは現実的でないと思っておりますので、磯谷構成員の言われたような制度からまず始めて、しばらく運用してみて免許状が必要な職以外にも広げていくということを検討したらいいのではないかと思います。

3点目は恐らくここで議論すべき事柄だと思うのですが、性犯罪歴のある者の就業禁止まで本制度に入れるかどうかということが重要な論点としてあると思っております。そういう人を雇ってはいけないのだということにするのか、いや、雇ってはいけないということまでの義務は課さないよということにするのかということでございます。フィンランドやスウェーデンではそこまでの禁止規定までは盛り込んでないとの御紹介がありました。職業選択の自由とか営業の自由に対する制限として、なるべく制限的でない規制でなければならないという憲法上のルールとの関係で、禁止規定まで盛り込むということは憲法上、許容されるのかどうか、御見解を宍戸構成員にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○内田座長 では、宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 私は一介の研究者でございますが、御指名でございますので少し所見を申し上げます。

まず、教育等の業務に従事する者の職業選択の自由の制限として、職業に就くことを禁止することが憲法上、許容されるかどうかということですが、これは私は許容される場面があると思っております。一定の要件、消極要件を満たした場合には、欠格事由ということで既に教員免許がもらえずに、したがって、教職に就くことができないということにな



っているわけでございます。それが正当化される職業選択の自由の規制として憲法適合的であると我々、考えているわけでございますので、それと言わば見合う場面で、あり得るだろうと思います。

問題はここから先でございます、では、それはどのような場面なのか。ある程度は類型的に決め打ちをしなければならないわけでございますけれども、例えば児童生徒に対する性犯罪を繰り返し行った者、それから、また更生の見込みがないと合理的に考えられる者について、それを教育の現場等から排除することがあっても、それは職業選択の自由の制限として当然許されるだろうと考えるわけでございますが、そこまでは合意できるとして、それをどこまで広げていくのかということですね。

現に過去1回、犯罪をしました。もしかすると危ないかもしれない、再犯するかもしれない。しかし、そうでないかもしれないという場面で、何か具体的に、この一回やった人間は、この類型の犯罪を行った人間は、もう一回繰り返す蓋然性がそれこそ8割、9割とか高いということが、確かな立法事実を持って言える場面でないとなかなか難しいのではないかと。かなり細分化していくことになるだろうと思いますし、欠格事由の範囲が結果として狭くなっていくということもあり得るように思います。

むしろここでは、今、構成員が御指摘でございますので、10ページの2-5の性犯罪歴確認結果の活用方法につながっているのだらうと思いますけれども、言わば少し広めに考えて日本版DBSをつくって、過去、性犯罪等を犯したことがある人について、一定の期間ということであろうと思いますが、情報を得た事業者がそれを見て、これはうちの教育現場あるいはうちの事業との関係で、この人を入れたときに安全管理ができるかどうか分からない。だから、採用の自由を行使して、あるいは採用判断として採用しないとするものの合理性がある。そういった仕組みを作る方が、言わば柔軟に問題に対応できて、かつ、ほかのところではそれならいいよと人を雇うことができるということがあり得るといっても、職業選択の自由の制限として見たときにより緩やかな制限であることが、ひとまず言えるのではないかなと思います。

繰り返しになりますが、類型をどんどん小さく考えていって、ここは駄目だということで欠格事由にするということはあると思いますけれども、それは恐らくかなり時間をかけた検討が必要でありまして、現在、この日本版DBSを作ることを考えたときには、まずは欠格事由型よりも確認を義務付けるというやりの方が憲法的にも安全というか、また現実に今、スピーディーにこの問題に対応するという点でも適切でないかなと思っております。

裏返しで、事業者の事業の自由等ということ考えた場合でも、およそ人を雇えないということと、人を雇う雇わないの判断はできて、ただ、雇った場合には適切な対応をしなければいけないということの、どちらが事業活動の自由という観点から見て重いか軽いかで言うと、やはり後者の方が軽いだろうと思います。もちろん、その場合であっても、子どもを業務従事者による性犯罪等の加害から守るという観点から見て、やはり実効的な規

律でなければいけないということはもちろんだらうと思います。

すみません、とっさで取り留めがない感じで申し訳ございませんが、山下構成員の御質問に対して私から以上でございます。

○内田座長 ありがとうございます。

山下構成員、よろしいでしょうか。

○山下構成員 はい。ありがとうございます。

○内田座長 それでは、他にこの点について御意見はございますでしょうか。

宮脇構成員、お願いします。

○宮脇構成員 失礼します。無知な人間が発言するのは気が引けますが、私は一つ今、構成員がおっしゃっていました個人が、本人が証明書をもって提出するのと、それから、事業主の方が確認できるのと、どちらがプライバシーの侵害という観点から見たときとどうしてどういう差異が出てくるのかということが私、ちょっとよく分からないのですけれども、事業主の方側から持っていればそれが外に流れるという可能性もあるかもしれませんが、逆に本人がそういう証明書をもろうということがまたつながることだってあり得るということもちょっと思ったりしております。

このことにつきましては、やはり今般、こども家庭庁が創設されて本当にこどもたちのことをしっかりやろうという観点の中から、このこどもたちの育成ということについて、健全な発達ということについて、ある意味、全力を投じてやっていかれようとしているのだと思っております。そういう観点から見ますと、やはり大きく子育てとかこどもの成長に関しては、先ほど来お話が出ておりますように全部の範囲を最終的にはその網の中に加えるのですよということを宣言するような形で、取りあえず先ほど申しましたような限られた範囲であっても行政が関わっているもの等はきちっとここでやっておくということが肝要ではないかというように思っております。

そのやっていく過程の中でももちろん個人でやっておられる方とか、ちょっと難しい部分がある団体等もあったようですけれども、その団体でもやはりなしていくべきだということを協議会の方たちが申しておられたように認識しておりますので、そういう観点から進めていっていただければなというように思ったところでございます。

○内田座長 どうもありがとうございます。

最初におっしゃっていただいた前科情報を誰が申請をするかということと、あとその情報を誰が受け取るかということ、これはこの後のところでそれに特化した形でまた議論をしたいと思っておりますので、そこでまた改めて必要に応じて御意見いただければと思います。

では、ほかに御意見はありますか。

宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 長々としゃべっているようで申し訳ございません。この2-1に特化して申しますと、学校、児童福祉施設等の設置運営者に、日本版DBS以前の問題として、これまで御議論あった責務、すなわち業務あるいは事業の性質上、こどもの安全に対して非常に

大きな責任を持っており、また、先ほど普光院構成員からも御指摘がありましたけれども、親あるいはそれ以外の関係者からは見えないところで子どもの人権が侵害される。しかも、そのことが発覚しづらいことが行われて、かつ国として公教育制度等あるいは福祉の制度等を整備して、そのサービスを結局利用せざるを得ないから、結局国家として仕組みをつくった結果として、子どもを危険なところに追いやってしまう事態が起きるかもしれない。

こういった全体の状況の中で、学校、児童福祉施設等を含めて、今のような9ページの1ポツで書かれている場面において、事業主体、設置運営者が自ら使う子ども関連業務従事者による子どもへの被害を防ぐ責務がそもそもあるのだということは、やはり我々は、強く宣言すべきだと思います。そして、それを達成する手段として日本版DBSをつくり、必要な人にその確認等を義務づけるのだということをしっかり宣言するということが、私は非常に重要なことだと思っておりますということを申し上げておきたいと思っております。

事業者の責務規定を法律に書くということについては、日本の法制技術上、いろいろな論点があることは承知しているのですけれども、やはりこれはしっかり私は書くことが大事だと思っております。

○内田座長 どうもありがとうございます。

その責務があること自体には多分皆さん、御異論はないかと思いますが、法文上、それを書くことに非常に意味があるという御指摘をいただきました。ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。もう既に後の方の論点に関わる御意見もいろいろいただいておりますので、では、次の論点に入りたいと思います。次が「対象事業者の範囲」についてでございます。例えばこれまでの御議論の中では、対象事業者の範囲を考える上での基本的な考え方とか、あるいは具体的な事業者の範囲に関することが挙げられております。この点、あるいは関連する事項についても御意見がおありかと思っておりますので、御意見をいただければと思います。御意見おありの方はどうぞ挙手をしてお願いいたします。いかがでしょうか。

では、小國構成員、どうぞ。

○小國構成員 先ほど宮脇構成員がおっしゃってくださったことに私も賛成です。私も子どもに関わる全ての仕事に就くところでDBSを参照できるような仕組みがもしもできるのであればそれが一番最高だろうとは思いますが、なかなか難しい状況が分かってきておりますので、まずは対象施設は国が認可している施設という形でスタートした上で、丸適マークというような形で認可を広めていく、というのが良いと考えます。丸適マークが得られる施設になるように努力する、例えば個人事業者もそれに適合するように改善していく、というようなことが求められているのではないかと思います。

○内田座長 ありがとうございます。

では、宮島構成員、お願いします。

○宮島構成員 ありがとうございます。先ほどの議論と重なるところがあるかと思いますが、申し上げたいと思います。

塾とか、あるいはベビーシッターのことをどうするのかということがどうしても頭から離れませんが、このことは「対象とするかしないか」という問いの立て方で良いのかということを確認しておきたいと思います。

私は、これらの事業を含めて対象の事業なのだという前提に立った上で、その実効性を担保できる事業とそうでない事業があるという実情を踏まえて検討している。そういう問い方が必要なのであって、両者を混同してはならないと思います。

例えば措置施設、あるいは保育所は、対象とすれば、ほぼ100%はそこに網をかけられるでしょう。ただ、塾の現状からすると、対象だけれども、100%の網をかけることができるのか、あるいはベビーシッターは、対象とするけれども、100%網をかけることは事実上難しいのではないかと。だからこそ、それを何とか、これらの事業においても近づけるために、「丸適マーク」という言葉がいいかどうかは分かりませんが、今回は、この制度の中に設けて、ぜひ乗っていただく。その場合にはきちんと義務が生じるという仕組みにする。

本来としては100%を求めるけれども、制度をスタートさせる時点ではそういう在り方も考えなければならないのではないかと問いの立て方で検討していく必要がある。この点を整理しておかないと、検討状況を聞いた方々が、検討が甘い方向に外れてしまったとか、対象外とする安易な道を選んだといった受け取り方をされてしまいます。これは誤報と言っていいと思いますが、そういう広がり方が生じるのではないかとしますので、注意が必要だと思います。

対象外とするということではなく今申し上げたような考え方であるということをお伝えしておきたいと思います。

その上で、先ほどの話題に戻りますけれども、事業者は子どもへの責任を強く持っている。子どもの安全に対して高い責任、厳しい責任を持っている。それを強く言うときには、加害行為をした人も人であるので、その人の人権、その人の人生に重大な影響を与え得る情報を持ち得るのだということも同時にはっきりと十分に発信していく必要がある。そうしないと広がり方が怖いと思います。得た情報をよかれと思って、本人はその事業に使うということで得た情報だけれども、周りに広げてしまうということが起り得る。悪いことだと分かって広げる人は少ないかもしれませんが、善意に基づき、子どもを守るためにこれは聞いた情報なのだけれどあなたに伝えるよみたいなことで広がってしまうとやはり危険なことになると思います。

以上でございます。

○内田座長 ありがとうございます。

では、続いて、比嘉構成員、お願いします。

○比嘉構成員 ありがとうございます。

まずは子どもに従事する全ての事業に適用とし、100%になるように努力していくということでスタートしていただける方が保護者としては安心です。徐々に100%に近づいて

いくのがあるべき形だと思います。

また、併せて、犯罪と認知されるかされないかの際どいものもありますので、今回の議論には直接関係ないのかもしれませんが、その辺も頭に入れながらこの制度をつくっていったらよいと思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

では、川出構成員、お願いします。

○川出構成員 意見を申し上げる前に、一点、事務局にお伺いしたいことがあります。本日配付していただいた諸外国における犯罪歴照会制度に関する資料、配付資料3になりますが、その1ページに、イギリス、ドイツ、フランスの犯罪歴照会制度の一覧表が掲載されています。そのうちの制度沿革概要のところを見ますと、例えばイギリスでは、最初の1986年の段階では公立学校等の公的機関のみが制度の対象となっており、その後、対象が拡大していったように見えるのですが、そのような理解で間違いないでしょうか。

○内田座長 では、事務局、お願いします。

○羽柴参事官 お答えいたします。

今、お示しいただきましたのは1986年、以前も一部あったようでございますけれども、御紹介いただきましたように、1986年に公的機関、つまり、公立学校等の許認可施設等を対象とするということで、そういったところの教師ですとか児童養護施設職員といった職種が対象に含まれるように、それ以前と比べると拡大をしたということでございます。それ以降につきましても、今、御指摘いただきましたように拡大をさせていただいたということでございます。

もう少し申しますと、今、申し上げました許認可施設というところ以降におきまして、イギリスでは法定部門という許認可施設以外に、非営利部門というものですとか、あるいは営利部門というものがあるようでございますけれども、そのうちの非営利部門におきまして、保育従事者ですとか私立学校の従事者といった職種が対象に含まれることになったということでございます。その後、2002年に、今申し上げた法定部門、それから、非営利部門におきまして、それ以前に対象だった教育・保育のほか、訓練、見守り、その他子どもと1対1で接する業務に従事する者が対象に追加されたというものでございまして、さらに、それまで対象ではなかった営利部門においても教育・保育、それから、訓練、見守り、その他子どもと1対1で接する業務に従事する者が対象にされるという形で対象範囲が拡大されてきているというように承知しています。

○川出構成員 ありがとうございます。

ただいまの御説明によれば、比較的早くからこうした制度を導入しているイギリスでも、はじめから、現在制度の対象になっている職種が全て対象とされていたわけではなく、対象範囲が徐々に拡大してきたという経緯があるようです。この資料を見る限り、ドイツやフランスでも、同じように徐々に対象が拡大されてきています。今回、イギリスの制度等

を参考にしつつ、民間事業者に前科情報を提供するという、これまで我が国には存在しなかった新たな制度を創設しようとしているわけですが、これまでの議論では、その際、職種についての資格の有無は問わず、また、業種についても横断的に対象にすることが想定されております。

そのような前提で、仮に、こどもに関連する事業、職種を全てカバーする形で、これまで何ら規制を受けてこなかったような事業も含めて、制度の利用を義務付ける対象に含めるということにしますと、先ほども御指摘があったように、そもそも制度を運営する行政側が対象となる事業者を漏れなく把握して監督することができるのかという問題や、確認した性犯罪歴等の情報を適切に管理することができないような事業者が含まれることにならないのかといった問題があり、新たな制度を適切かつ実効性のあるような形で導入することに困難が生ずるおそれがあるように思います。

そのような状況が生じるのは望ましくありませんので、やはり我が国においてもイギリス等がそうであったように、まずは制度の導入の必要性が高く、かつ制度が円滑に機能し得る事業者について、本制度の利用を義務付けるかたちで導入し、それ以外の事業者については、先ほどご提案のあったように、申請に基づいて認証をするというかたちにしたいうえで、徐々に前者の義務付けの対象を拡大していくという方法を取るのが適切ではないかと思えます。

以上です。

○内田座長 それでは、普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 確かに行政のキャパシティというのは非常に重要な問題で、できないもの、絵に描いた餅をつくってもしようがないわけなのですけれども、ただ、他国が一から始めたから日本も一から始めるということが必要なわけでもなくて、既に先行している事例があるわけですから、それを参考にもう少し二歩三歩と進んだところから始めるということも十分にあり得るのではないかと思います。

それから、難しい、困難だ、無理だというお言葉があちこちから出ますけれども、では、具体的に何がどういように困難なのか、何が難しいのかという具体的な議論をしないで、ただ、それは最初はいろいろ難しいからということで、例えば対象範囲を狭めるとかそういうような議論であっていいのかどうかというように私は思っております。

例えば私、最初の方に言うておりました、刑罰だけではなくもっと広い範囲でこのDBSの記録を取ってはどうかというようなことを申し上げたわけですが、確かにそれは非常に難しいことです。特に先ほどから例えば学校であるとか、認可保育園であるとか、児童福祉施設であるとか、行政がよく把握できている事業についてでないといけないよという部分というのは、それは私が言うておりました例えば刑罰以外の部分ですね。例えば教員で現在行われている制度、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律によって規定されている特定免許失効者というような者は行政がもう行政の判断で行政が特定していくというものでありますけれども、そういうものも民間のいろいろな事業に

当てはめようとする、これはかなり難しいというか無理というように言われても仕方がないかと思うのですが、一番基本的なところ、性犯罪を行った者で有罪になった者、このところはなぜ行政が把握している事業以外に当てはめるのは難しいのでしょうか。

そういった者は非常に明確で、一般の様々な事業に従事している、こどもの関連事業に従事している人々にも容易に把握できる事実であるわけですね。私が範囲と深度、業務の範囲と、どこの範囲の罪・罪状までを範囲にするのかという縦と横の関係というのはあるだろうというように申し上げましたけれども、例えば行政が把握し切れないような民間の事業でも、最低限、性犯罪の前歴というものは把握できるのではないかと、せめてそのところは何とかしてもらえないものだろうか。民間の学習塾であるとか様々な商業的事业についても、こどもに密接に関わるものについては、そのところはせめて実現してもらえないものだろうかというように思います。

それから、公的な事業については、例えば教員、先ほどの教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律で規定している範囲、つまり、懲戒免職、懲戒処分、免職等になった者というところまではカバーできるのではないかとこのように思います。今、保育や児童福祉施設については教員ほどの制度がスタートしておりませんが、もしこれが類似の制度ができるのであれば、公的な事業についてはそこまで、例えば教職員以外にも性犯罪、わいせつ行為等が原因で資格免許を取消しとなった場合を入れていくことも可能なのではないかと考えております。

それから、私、保育が専門ですけれども、やはり保育施設では民間の保育施設、非常にたくさんできております。社会福祉法人、それから、株式会社、NPO、様々な事業体が運営する保育所がございます。そういった保育所等も非常にリスクにさらされているというように思っております。そういったものについては、例えば職員の性犯罪、わいせつ行為が原因となって指導監査等で行政指導を受けた場合というようなものも範囲に含めるというようなことも考えられるのではないかとこのように思っております。

そういった具体的な検討ができるのであれば、そこを考えていくということも重要ではないかなというように思います。この有識者会議でそこまで検討する範囲ではないかもしれないのですが、あとどなたかがこの有識者会議の中でおっしゃったことで非常に印象に残っているのは、不起訴になった場合はどうなのだというお話があったときに、不起訴になるときに本人がDBSにこの事実を記載することを同意するというのを一つの条件として不起訴にするということも考えられるので、不起訴になる場合にDBSに事実を記載するというの合意を得ておいて、それをDBSに記載するということができるかもしれないというようなアイデアを出してくださった方がいらっやっと思ったのですが、そういうこともできるというのか、そういった具体的な議論をした上で、できるのか、できないのかという話になってほしい。

私は丸適マークは利用者の立場からはちょっと弱い。利用者にとそのことが分かるということ自体が非常に難しく、利用者が自己責任でそのリスクのある事業の利用を避けると

いうところ、そういうようになってしまったら非常につらいなというように思っております。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。この後、不起訴の問題も含めて具体的な議論をする予定でありますけれども、そこに関わる非常に重要な御指摘もいただきました。

比嘉構成員からと山下構成員から御発言がありますが、今の点に関連はしますでしょうか。比嘉構成員。

○山下構成員 関連はあります。

○内田座長 比嘉構成員も関連はありますか。

○比嘉構成員 はい。一言です。

○内田座長 それでは、比嘉構成員からお願いいたします。

○比嘉構成員 すみません。行政が関わっているところ以外にもDBSが適用できるようにしてもらいたく、議論できたらよいと思いました。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

それでは、山下構成員、お願いします。

○山下構成員 普光院構成員や比嘉構成員の御意見は、こどもを守るという観点からはよく理解はできるのですが、一方で、塾とかベビーシッターとか、行政の管理監督の及ばない業者の中には、モラルの低い業者というの中にはいると思います。例えばこの制度を利用して応募してきた人の性犯罪歴を照会した場合、応募してきた人の名前は雇用する側が分かるわけですから、その名前とともに前科の有無をインターネット上にさらすというような可能性も全くないわけではないと思います。ですから前科情報の持つプライバシーに鑑みると、そういう悪用されるようなリスクのある制度設計というのは、私は控えるべきではないかと思っております。やはり前科情報を公的機関であれ、民間であれ、司法に携わる者以外の方が手にすることはすごく我が国の刑事政策から言えばルビコン川を渡るような話ですから、そこはかなり慎重に制度設計するべきだと思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

では、磯谷構成員、お願いします。

○磯谷構成員 一言だけですけれども、今、山下構成員がおっしゃったのはそのとおりだと思うのですが、恐らくこの制度では、きちんと適用業種を特定した上でしっかり告知をすると、該当する性犯罪歴のある人たちは応募を控えると思うのですよね。応募しなければ結局犯罪証明なども出ないわけですから、そういう意味では該当者たちが応募しないで済むようにしっかり告知をするということが、とても大切なのだろうなというように思います。

以上です。



○内田座長 ありがとうございます。

後の点にも関連はしますが、他にこの点について御意見ありますでしょうか。

では、宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 私自身はこどもの権利を守るために今回参加しているつもりなのですが、どうしてもネガティブなことを申し上げるようで申し訳ないのですが、具体的な悪用のおそれは、個人情報保護法の研究をしていると、はっきり言えばそれに尽きているわけでございます。例えば自分は教育業者ですという顔をして、1回、ワンショットでDBSに自分はこういう塾をやっていますとうそをついてアクセスをして、しかも、本当に自分のところに真面目に採用されようと思っているか分からない人のことを、うその同意書とかを作るとかいろいろなやり方はあると思うのですが、何か情報を得て、それで名簿屋に売るとか、脅迫をするとか、あと、しっかりした事業者でないと、従業員がうそをつくとか、いろいろなことがあり得る世界であるわけです。

公的な規律がかかり、そして、そういったことをやったときに失うものが大きいのは、やはりこども関連業務の中でしっかりとした公的な枠組みがあって、そこから外れると、事業そのものが成り立たなくなる。反社とは違うというところにまずはこの日本版DBSのアクセスを認める、その意味でDBSの対象とするということが、必要かつ合理的なのだろうと思います。

その上で、今、御議論の中心になっているのは、この日本版DBSにアクセスできる業種、その意味では、こども関連業務で真面目にこどもに対して業務を行う、また、そのこどもの人権を害するおそれが従事者にある、真面目なればこそしっかりとした対応をする必要がある業務の提供者にこの確認の義務を課すということであるわけですが、その確認の義務を課すのとは別に、磯谷構成員が御提案であるように、言わば丸適マークを出して、その人たちもアクセスできるようにし、丸適マークを取っていない事業者事業者はこのDBSにアクセスできないという立て付けを作る。これは、アクセスできる人の資格を1回きちんと審査をして、情報管理もしっかりして、真面目な業務を行い、まさにこどもを守るために自分が使う従事者がそのような犯罪を行ったこと等がある人かどうかを確認することに真面目な意味のある事業者であるという認定を行う、丸適マークを出して、その人がアクセスできるようにする。しかし、その人が濫用、悪いことをした場合には、しっかりとした制裁を課す。それは行政の方で把握できるという仕組みがひとまず合理的なのではないかと私自身は思っております。

本来的にこどもに関連する業務を提供する主体全てにこのDBSでの確認等を義務付けることが、かなり切なる御要望であるということは、私も重々承知をしておりますし、それができるのであれば何よりと思っておりますが、それをやる場合には、ボランティアあるいはPTA等でこどもに接することがある人を含めて、資格制ないし届出制なりを一気に課すか、何らかの公的な規律の下に置くということを真面目に考えないといけないのではないかと、それを今やろうとすると、恐らく1年、2年で済まない世界なのではないかと。まず、取りあ

えずこれを導入し、丸適マークの普及を見つつ、さらにその先に進んでいくということが大事なのではないかと、私は思っている次第です。

○内田座長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

では、小國構成員、お願いします。

○小國構成員 先ほど宍戸構成員がおっしゃっていただきましたように、対象業種に義務を課すということと同時に、義務が課された事業は、例えば情報漏えいした場合にはそれなりのペナルティーを科されるというようなことをするとかなり制度がきちんとなると考えます。

○内田座長 ありがとうございます。

それでは、次の論点もかなり密接に関連する論点でございますのでちょっと移りたいと思いますが、「対象業務の範囲」について御意見をいただければと思います。既に対象事業の範囲、事業者の範囲というようなことと関係はしておりますので御意見は出ているかと思いますが、御発言、もしありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、宮島構成員、お願いします。

○宮島構成員 先ほどは、大丈夫ですと腰が引けたような発言をしましたがけれども、腰が引けているというわけではなくて、何とか子どもを守りたいという気持ちで私自身も参加させていただいています。

私は児童虐待の現場の仕事にずっと関わらせていただいているわけですがけれども、日本は児童虐待をちゃんと守れるようになっていくのかということとそうではないように思っています。児童相談所の通告対応件数が年間20万件を超えるようになりまして、非常に莫大な数に増えていますが、残念ながら、そこで行われる対応は非常に切れ切れになっています。安全確認をして、注意喚起をして終わるといようなパターン的な関わりしかできないような例が増えていきますし、子どもの安全のためにということで、各機関が持っている情報の危険性とか、それをかなり踏み込んで共有は進んでいますけれども、共有が果たしてここまで許されるのかということに対して慎重さや十分な吟味がされていないままにやりとりがされるというようなことも起こっているように感じています。

ですので、とにかくこの新しい制度については、前回申し上げましたように、先ほど普光院構成員も言うていただきましたけれども、3つの要素が重なったときには必ず対象にすべきだという考えを持っていますが、ただ、形だけが整えられて実効性がないということだと、むしろ混乱の方が生じるという御指摘は、私は申し上げたような現場の状況を通じて同じ感覚を持っております。やはり一部の業種については全部を網にかけることは難しいので、一歩から始めるということではないですけれども、二歩三歩のところから進める。そして、その状況の業態とか内容によってやり方を少し変えていく必要はどうしてもあろうと考えています。

そこで、この対象業務の範囲ということですが、確認なのですが、既に語られた

ことなので再確認ということになります。先ほどの御指摘もありましたが、むしろ保育に携わっている人や教育に携わっている人よりも、例えばその方々が悪いというような印象に繋がっていきませんが、その他の業務に関わっている方の中でも事件が起こっている。運転業務や保守管理の業務とか給食の業務に携わっている方が加害者となる事例を体験したことがあります。この業務の範囲というところの問いですけれども、そこを狭く取ってはいけないのではないかと。同じ事業の中では、直接の支援には関わっていないけれども、そこでいろいろな悲しい事件や子どもたちが苦勞することが起こっているという前提で、この業務の範囲ということを考えるべきで、先ほど挙げたような間接的な業務も対象とすることを再確認したいということで発言を求めた次第です。

以上でございます。

○内田座長 ありがとうございます。

他にこの対象業務について御意見はございますでしょうか。神吉構成員、お願いします。

○神吉構成員 私からは、今日のはじめての発言なので、各論の議論に入っておりますけれども、若干総論とも関係しますので、その観点からも申し上げます。

そもそも子ども関連業務に関して子どもの安全を確保すべき義務、特に性暴力から子どもを守る事業者の責務は非常に重要でありながらも、一方では、当然と考えられたこともあってか、これまで児童福祉法や学校教育法において明示的に事業者の責務として定められてはきませんでした。先ほど穴戸構成員から言及がありましたように、今回、性犯罪歴の確認の具体的義務と仕組みだけではなくて、広く子どもの安全を守る責務を法律上明らかに書き込むことができれば、それは一つ大きな前進になります。そして、犯罪歴の確認などの具体的措置義務の射程は、そうした包括的な広い責務から解釈していくべきと考えています。

採用の場面をめぐっては、基本的には事業者側の自由が非常に広く認められてきたのですが、一方で、厚労省のガイドラインでは前科等、社会的差別につながるおそれのある事項を調査するに当たっては、採用しようとする職務と関連する限りで、応募者の同意を得て、適正な手段でのみ調査が可能であるとして運用されてきました。今回、子ども関連事業者の性犯罪防止のための義務が明確化されることになれば、これに基づいてそうした調査の裁量も拡大するだろうと考えます。

他方で、確認の義務付けという強い法的措置の対象を画するという観点では、これまでも指摘されたように、子ども関連業務における支配性や継続性、閉鎖性という理由が特に本制度の導入の根拠とされていることから、本件確認の仕組みにおいて性犯罪歴を確認する対象業務についても、子どもに対して支配的、優越的な関係に立ち、子どもと継続的に密接な人間関係を持つ者であって、親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をする者を対象とすべきことになると思います。このような業務として具体的には学校の教育職員、児童の保育、養護等に関する業務に従事する者が想定をされます。

さらに、事業者は対象業務に従事させようとする者の性犯罪歴を確認することが義務付

けられるだけではなく、その確認の結果に基づいてこどもの安全確保のための具体的なその他の措置も講じることが義務付けられるべきだと考えます。そうだとすると、確認の対象範囲は対象業務に従事させようとする者のうち、それら具体的な措置の対象となり得るものであることが必要とされます。

他方で、そうした措置を講じる対象者となれる者であれば、契約形態にかかわらず、つまり、雇用契約関係にある者ではなくても例えば派遣労働者であったり業務委託関係にある者でも対象には含めるべきだと考えております。

私からは以上です。

○内田座長 ありがとうございます。対象業務の捉え方についても非常に重要な指針を与えていただいたと思います。

他に御発言ありますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。

次に「性犯罪歴確認結果の活用方法」についてでございます。これまでに欠格条項型とか、あるいは雇用の際の判断材料型といったことが考えられるという整理を出していただいておりますけれども、この点を含めまして御意見ございましたらお願いをいたします。もちろん関連する事項についても併せて御発言いただいて結構です。御意見ございましたら挙手をお願いいたします。

小國構成員、お願いします。

○小國構成員 これはまた後ほど出てくることと関連することではあるのですが、私も小児科医でもありまして、こどもの人格というものが小さいときに損なわれてしまいますと将来的に様々な障害が出てくるということは存じておりますので、それを100%阻止したいという気持ちで、こどもの味方という気持ちでここに座っておりますが、同時に、加害者のことを考えますと、この加害者というのはある意味、病気であると私は思っております。性犯罪というのは、小児性愛障害という依存症の一つでありまして、要するに治療をする必要がある人たちということになります。発症原因も様々な精神的な障害と同じで、生来的かどうかという議論もあるのですが、多くは環境によって起こってくるということです。ですから、治療が必要になってくる病気なので、治療によって非常に軽くなり、こども関連業種でなければ全く問題なく働けるという人もいます。こども関連業種であっても、もしかしたらそれほど問題なく働ける方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりリスクとしては高くなるということはこの間、講演してくださったときにもおっしゃっていただきました。一生リスクを持つということになりますので、一生治療が必要になるということになるわけです。ただ、その方たちにも一生リスクを背負う苦しみがあるということは念頭に置いていただいて、その人たちがこどもに対する性犯罪を再び起こさないということを一番に考えていかなければならないと思うのです。

だから、欠格条項みたいな形で、人間として欠格なのだという考え方は究極な方には適用するのもかもしれませんが、余り私はなじまない考え方でして、人間はみんな平等

に人権というものがあるということを考えますと、その加害者であっても、こどもに関わらない世界では大いに活躍していただきたいというような気持ちになるわけです。ですから、欠格条項みたいなものではなくて雇用時に雇用するかどうかということを決めるという、雇用者の判断材料として使うというのに留めるべきだというように私は思います。

○内田座長 ありがとうございます。

では、続いて、山下構成員、お願いします。

○山下構成員 欠格事由という形で規定すべきかどうかということについてまで自分の考えはまとまっていませんが、後で議論となる性犯罪歴等の範囲ともこの問題は関わってくると思います。少なくとも欠格事由にするのであれば、裁判所で无罪判決を受けたという前科に限るべきであって、もし起訴猶予があったかどうかという前歴とか、行政処分についてまで欠格事由に含めるというのは少し行き過ぎではないかなというように思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 私が欠格と申し上げたのは、別に人格を否定するという意味ではなくて、こども関連業務に従事する者として適性が欠いているのではないかという意味での欠格という意味で申し上げたので、そこはちょっと誤解のないようにしていただきたいと思います。こども関連業務についての欠格事項というか、こういう人は就けませんよということを今から検討して、例えばすぐに決めるということはちょっと難しいほどセンシティブな問題だという山下構成員の御指摘はそのとおりだというように思いますが、それは時間的な問題なのか、本来制度としてはどちらが有効であるのかということやはり先行している国の状況等も見ながら研究する必要はあるのではないかなというように思っております。

それから、先ほど出ておりましたモラルの低い事業者がいて、その情報を悪用するケースがあるというようなお話もあったわけなのですが、それに対しては当然罰則、厳しい罰則を設けて防ぐべきだというように私は思いますが、ただ、そういう可能性というものは公的な事業に限ったとしてもあることなので、そこをできない理由にしまうとDBSの制度そのものができなくなってしまうのではないかという懸念も持っております。ですから、理由として挙げるのであれば、ちょっとそれが適切なかどうかという点については疑義を挟ませていただきます。

○内田座長 ありがとうございます。

それでは、今までの御議論にも関わる、だんだん核心的な制度設計の問題に入っていければと思います。次に「確認の対象とする性犯罪歴等の範囲」についてでございます。この点について御議論をいただきたいと思います。そこに書いてありますように前科について、不起訴処分について、行政処分についてといった項目が挙がっております。自由に御

議論いただければと思います。

磯谷構成員、お願いいたします。

○磯谷構成員 ありがとうございます。

主に3点申し上げたいと思います。

1点目は、これは必ずしも明示的に議論してこなかったかもしれませんが、この対象の範囲の性犯罪の被害者をいわゆる未成年者に限定するののかという論点はあるのだと思うのです。文献等によりますと、特に幼い子どもを対象にする小児性愛が病と違ってよいもので、そういう性癖はなかなか修正が困難で繰り返しがちであるとされておりますし、小児性愛の特殊性に注目したとき、DBSの対象を未成年者への性犯罪に限定するという考え方もあり得るのかなと思っておりました。

ただ、ヒアリングにおいて加害者治療に関わってこられた方が実際の例をみると必ずしも成人を対象とする犯罪者と未成年者を対象とする犯罪者とせつ然と分かれるわけではないというお話もされておりましたし、未成年者といっても17歳の方と18歳の方でそれほど違いはないかもしれないことなども考えると、やはり未成年者に対する犯罪に限定する必要はなくて、子どもに対してであろうと成人に対してであろうと、性的な加害行為をした場合には対象とするということによろしいのかなというように思っております。これが1点目です。

2点目は不起訴処分、これは前からちょっと申し上げておりますけれども、やはり何とか対象に加えていただきたいと思っております。その中で不起訴処分とする前に被疑者からDBSの対象とすることについて同意を取るというアイデアを申し上げた次第なのです。確かにこれに対しては、同意をしない人はDBSに載らなくて、つまりは職業が制限されなくて、渋々同意した人はかえって制限されるというのはちょっと公平感が損なわれるのではないかなというようにお考えもあり得るのだらうというように思っています。ただ、専ら弁護人としての感覚からしますと、もし被疑者が事実関係を認めているのであれば、通常私ども弁護人として一生懸命示談をまとめてする不起訴に持ち込もうとするわけですが、その際、将来、こういった子どもに関する仕事に就かないと誓約し、その「あかし」として自らの名前をDBSに載せることに同意するというのも不起訴とするかどうかの一つの考慮要素としておけば、恐らく弁護人的な感覚からしますと、被疑者を説得してDBSに載ることに同意してもらおうとするのではないかな。DBSに載って子どもに関する仕事をしないということは再犯を防止することにもつながりますし、そういう視点からも被疑者に同意を勧めるのではないかなと思います。そのように考えますと、不起訴を決める前にDBSへ載ることに同意させるということもそれなりの実効性があるのではないかなと私としては思っています。

DBSの射程を広くしますと、不服申立てを認めなければいけないというような議論にもなってくると思います。この議論は難しいところがあるとは思いますが、仮に同意をしたというようなことであれば、少なくともその同意をしたということが明

らかであれば実際に争う余地は少なくなるので大きな問題にはならないのではないかと思っております。不起訴処分もぜひDBSの対象に認めていただきたいというのが2点目のお話です。

関連して、行政処分については、本音を言えば認めていただけるといいと思うのですが、もし不起訴処分が対象とされて、懲戒解雇の機会に犯罪捜査も入るとすれば、結局DBSに登録できる可能性があると思われまますので、行政処分をDBSの対象に取り込む必要性は比較的少なくなるのではないかとこのように思っております。

3点目は、これはちょっと悩ましくて、私も結論が出ているわけではないのですが、この対象の犯罪にいわゆる少年時代の犯罪を含めるのかという問題があると思っております。一応今のところの議論では、保護処分については対象にならないと理解していますので、そうすると、実際の問題は、逆送され刑事事件になって有罪になった場合に載るのかどうかという議論になるのかなというように思っています。

少年事件については、もちろんケースによるのですが、ただ、少年というのは心理学的にも発達途上であって、自己のコントロールする力が未熟です。ある心理学の先生から、25歳ぐらいまではなかなかうまくコントロールができないというようなお話も伺ったことございます。一方で、若いときは、性的な衝動が結構強い時期だとも思うのですね。それからもう一つ、少年非行の特徴のひとつとして集団に引きずられていろいろ悪いことをやってしまうというようなパターンがあって、必ずしも少年自身の性的な嗜好が発現しているとは言い切れないケースもあると思っております。そういうように考えると、この少年事件、少年時代の性犯罪について入れることについては、懸念を指摘させていただきたいと思っている次第です。

私自身は最近、余り少年事件、そんなにやらないのですが、少年事件を結構やっている弁護士たちに聞いてみますと、現在の実務では少年の性犯罪で逆送されるというケースは結構少ないのではないかなというようにことなのですが、ただ、特定少年が不同意性交罪を犯しますと原則逆送となっており、社会的にも少年非行や性犯罪に対して非常に厳しい見方があることも考えますと結構逆送が増えてきたりするのではないかな、そうすると少年にとってかなり厳しい状況になるのではないかなという懸念も述べておりました。

DBSというのは先ほど申し上げたように再犯を防ぐ、そして、それは犯罪を犯した人のためにもなるということもありますので、少年時代の性犯罪については絶対に載せるべきではないとまでは言い切れないのですが、やはりそこは念頭に置いておく必要がある論点ではないかなということで、あえて発言をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○内田座長 どうもありがとうございました。

それでは、宮島構成員、お願いします。

○宮島構成員 法律の知識に弱いので素朴な質問といいますが意見になってしまいますが、おかしなところがあつたらむしろ修正したいのでありのまま述べさせていただきたいと思

います。

弁護士の立場では、依頼者の利益を最大化するということが前提としてあるため何とか不起訴にするということはあると思うのですが、DBSの対象とすることで厳しくするというよりも、こどもへの性犯罪はとても深刻なことなので、そこで加害行為があればそれを明らかにして、そして、疑いかそうでないかをきちんと裁いてもらうということが本来なのではないか。

私は疑いでもDBS、この新たな制度の対象にするということに対しては違うのではないかと。自主退職したからそれでもう終わりということではなくて、退職したとしてもそれがこどもへの明確な犯罪行為であれば告発すべきであって、こどものためにもその方にとってもきちんと明らかにした上で対処する。この犯罪歴開示の範囲を広くするというよりも、本来の対処の方を厳しくすることの方が本当の意味でこどもを守ることになり、また、加害をしてしまう人の再犯を防ぐためになるのではないか。日本ではそちらの方に力点を置くべきなのではないかというように素朴に考えるのですけれども、このあたりはどうかということをお聞きしたいと思います。

○内田座長 どなたか御発言ありますでしょうか。

磯谷構成員、お願いします。

○磯谷構成員 今回の宮島構成員のお話は本当に正論だとは思いますが、ただ、やはり実際に立件するとなりますとこどもに対する負担はとても大きくなってまいります。本当にレアなケースではありますけれども、かつて性犯罪で立件したケースで、途中でお子さんが自殺をしてしまったというケースもありました。やはりそこはそう簡単な話ではないのだろうなというように思っているのですが、どんどん立件する、要するに公判請求をどんどんするというところはなかなか難しい部分もあるのではないかなというように思っております。

お答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

川出構成員、お願いします。

○川出構成員 ありがとうございます。

先ほど磯谷構成員から御提案があった被疑者の同意があった場合には起訴猶予処分についても確認の対象とするという案について意見を申し上げたいと思います。

第2回の会議において起訴猶予処分をDBSの対象にすることは慎重であるべきだという意見を申し上げました。性犯罪歴等の確認の仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすものである以上、対象者が性犯罪を行ったことは正確に認定される必要がありますが、その点から見ると、裁判所による事実認定を経たおらず、かつ、被処分者による不服申立て手段も認められていない起訴猶予処分までも対象にすることには問題があると思われるからです。



磯谷構成員の御意見は、起訴猶予処分を対象とすることの問題点がそこにあるとすれば、被疑者自身がそれに同意している場合には、そうした不利益を課したとしても問題ないというお考えに基づくものなのだろうと思います。同意を得ることにより不利益を課すことを正当化するという考え方自体は成り立ち得るものだと思いますけれども、もし磯谷構成員の御提案が、被疑者が同意をするかどうかを起訴、不起訴の決定と結びつけて、同意した場合には起訴猶予になり、同意しなかった場合には起訴されるという形にするということだとしみますと、そういった選択を迫られる状況でなされた同意は真の同意とは言えないのではないかという批判が必ず出てきますので、それに対してどう答えるのかという問題があります。

また、その点を置くとしましても、同意すれば起訴猶予になり、同意しないと起訴されるという扱いを既存の起訴猶予制度の枠組みの中でどのように説明するのかという問題もあります。磯谷構成員のご発言の中でも言及されておりましたように、起訴猶予というのは被疑者の社会復帰、再犯防止のためには起訴するよりも起訴猶予とした方が望ましい場合があるという刑事政策的な観点に基づく制度ですから、それを前提に御提案の仕組みを説明するとすれば、自分が性犯罪歴の確認の対象となることに同意するということは、事実上、こどもに関わる職業には就かないことを約束するものであり、そのことによって再犯が防止できるので、その場合には起訴猶予とするのだという説明になると思います。ただ、この説明は、本制度の対象となる性犯罪を行った者は、同意をしない場合にはすべからずこどもに対する性犯罪を行う危険があるということを前提にしていますので、そのようなことが本当に言えるのかという問題があります。

また、このように再犯を防止するための一定の措置を行うことを条件に検察官が起訴猶予とするという制度の当否については、弁護士会を中心に反対意見が非常に強いところですので、この場面に限ったものとはいえ、この会議でそうした制度を導入するかどうかを決めることが適切なのかという問題もあるように思います。繰り返しになりますが、もし磯谷構成員の御提案が、被疑者が同意するかどうかを起訴、不起訴の決定と結び付けるといふものであるとすると、以上のような理由で、そのような仕組みの導入は難しいように思います。

ご提案の内容が、それとは異なり、被疑者が同意するかどうかを起訴、不起訴の決定に結びつけることなく、結び付けずに起訴猶予になることを前提に同意を得るといふものであるとしますと、磯谷構成員御発言の中で御指摘があったとおり、起訴猶予処分がなされた者のうち、同意した者については確認の対象になり、同意しない者は対象にならないという不均衡が生じます。そのような結果は、起訴猶予処分についても確認の対象にしようとする元々の意図から外れてしまうことになり、その点で問題があるように思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

では、磯谷構成員、お願いいたします。

○磯谷構成員 大変クリアな御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。専ら実務的な感覚からいたしますと、まず結論的に言うと、同意をしたから必ず不起訴だとかそういう制度は無理だろうというように思っております。むしろ起訴するかどうかというのは総合的に判断をされているのが実情だと思っております、極端な話、示談が成立したからといってやはり起訴されるケースというのもあるのですよね。ただ、では、だからといって示談をしないかということ、弁護士としては当然ながら何とか起訴を免れようとしてやはり示談を一生懸命やるということになっているわけなのです。

ですから、そういう意味では同意をしたら不起訴になりますということではなく、起訴、不起訴は様々な要素で判断をするのだけれども、当然、その中では再犯のリスクというものも考慮される。そして、そのところで自分はそういった仕事には就かないよということのアピールしたいためにそういった制度の同意をするというようなことであれば何とかクリアできないかなというように考えた次第でございます。

以上でございます。

○内田座長 ありがとうございます。

他にこの論点で御意見いかがでしょうか。

川出構成員、お願いします。

○川出構成員 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲について、最初に挙がっている前科を対象とすることについては異論のないところだと思います。ただ、いわゆる性犯罪の中には、法律で定められたものだけではなくて各自治体が制定する条例、具体的には迷惑行為防止条例ですとか青少年健全育成条例に定められている罪がありますので、これらの罪についての前科も含めるべきかが問題になります。

こうした条例違反は都道府県ごとに制定されるもので、罪となる行為態様や構成要件にばらつきがあり、処罰範囲が異なりますので、今回導入しようとしている全国的な照会制度にはなじまないように思います。また、それを対象とするのであれば、法律にそれを対象犯罪として書き込む必要がありますが、条例の改正を国において逐一把握する仕組みはないと聞いたことがありますので、もしそうだとすると、立法技術上、かなり難しい事態になるのではないかという懸念もあります。以上の点から、条例違反については確認の仕組みの対象に含めないとする方が適切ではないかと思えます。

他方で、条例違反を含めるべきでない理由は今申し上げたとおりですから、現在、条例違反として規定されているものについても、同時に法律上の犯罪となるものは対象とすべきこととなります。例えば、これまで主に条例違反として処罰されていた盗撮については、先の通常国会において新法が成立し、一定の悪質な盗撮行為については国の法律によって処罰されることになりました。本件確認の仕組みの対象とする性犯罪には、この新法に基づく盗撮行為を含めるべきだと思います。このほかに、条例違反として規定されている痴漢についても、悪質なものは不同意わいせつ罪となりますので、これも本件確認の仕組み

の対象になります。このように、条例違反を確認の対象から外したとしても、悪質なものが法律上の犯罪として捕捉されますので、実質的には大きな問題は生じないように思います。

以上です。

○内田座長 どうもありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 ありがとうございます。

確認の対象とする性犯罪歴等の範囲は非常に悩ましいなと思います。こどもに被害が起きそうな教育・保育等の現場から実効的に排除されるべきかどうか、まさに事業者が判断する、あるいは手を挙げた事業者、丸適マークを受けた人が判断する場合の情報として、性犯罪を裁判所で認定された、その情報に限るとというのが過小ではないか、もう少し広げられないのかというのも非常に重大な問題であるように私は思っております。

ただ、繰り返しこれまで出てきた、あるいは構成員の主な意見というところで書かれていますけれども、様々なファクターが有罪判決を受けた者以外についてはあって、その中で我々としてはまず確実に、我が国において最も信頼される適正手続のプロセスを経て確実に性犯罪を犯した人であることが認定された者を、まず情報の対象として出発するところから進めるのが適切でないかと思えます。

仮にそう考えるのだとしますと、磯谷構成員がおっしゃられた少年犯罪等につきましても、その必要があると考えて逆送された上で裁判所が判断をした場合には、これに入れるということになるのではないかと。実質論として考えた場合には磯谷構成員がおっしゃられたように、逆にそれはこの話から見ると過剰なのではないかといった問題も当然起きてくるわけです。

したがいまして、性犯罪歴ということではどうしてもある種の凸凹は起きざるを得ないのでありまして、将来的には適正手続をその外側で用意して、その中でこのDBSに入れるべき情報、入れない情報を仕分けしていくという仕組みがあるのが、私は最善だと思いますけれども、しかし、繰り返しになりますが、ある程度のスピード感を持ってまずこれを始める、そして、いろいろな事業者、あるいは主体の取組を促していき、何よりもこどもを守っていく仕組みを早期に立ち上げて改善をしていくという観点から見ますと、やはり前科を、そして、そのときには対象の年齢、被害者の年齢を問わず法律上の性犯罪をまず出発点とするのが適切ではないかと思っております。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

では、普光院構成員、お願いします。

○普光院構成員 一言だけ。先ほど言っていたのですけれども、成人に対する性犯罪歴もぜひ入れていただきたいというように思います。

それから、もう一つ、先ほど来、何度か言っております教育職員の現行法、懲戒免職等になった場合に資格を取り上げるという法律ですけれども、そのレベルまでも行けないかというところもぜひ御検討いただきたい。せっかく教育職員の方がそこまで踏み込んでいるのであれば、公的な業務に関しては、公的に認可等の行われている業務に関しては、何とかそのレベルまで行けないかということもぜひ検討していただきたいというように思いました。すみません。

○内田座長 どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。それでは、ただいまの問題とも密接に関連しますけれども、具体的な制度の仕組みの話に入りたいと思います。

「本件確認の具体的な仕組み」についてでございます。この点につきましては、確認を申請する者、これは既にもう議論に出ている問題ではありますが、申請する者、そして、確認の結果について回答を受ける者。それから、回答内容。そして、適正な情報管理の確保、こういったことが重要な論点となると思われまふ。これらの点あるいは関連する問題でも結構ですけれども、御発言がありましたらお願いをいたします。どうぞ挙手をして御発言ください。

では、宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 ここは先ほども少し論点の関係で申し上げたところがございませうけれども、本人に情報があつて、それを持ってこいということ避ける。それはある種の公開に近い事態を事実上もたらしますので、事業者あるいは主体、これから従事者を雇おうとする人がアクセスをして見るということが適切ではないかということは、既に山下構成員もおっしゃつたとおりだと思ひます。同時に、これは普光院構成員を含めて皆さんおっしゃるように、勝手にそんなことをされたら、従業員となろうとする者のプライバシーあるいは本人関与という観点から見ると、極めて重大な問題を当然にはらむものであります。

また、いろいろな意味で、この日本版DBSの作り方としてあつてはならないことございませうけれども、いろいろなところで間違ふ可能性があるわけですね。最終的に事業者に見せる形だとしますと、事業者に見せるものが何か改ざんされたとか、不正確に本来の犯歴を転記したとか、いろいろな問題が起きるわけでありませう。そうしますと、まず本人がこのDBSへの確認を同意する。そして、不正確な情報、とりわけ性犯罪歴等があるということ記載した情報を提供される場合には、本人にそれが何らかの形で通知され、必要な場合には訂正の機会が確保される。それによつてまた正確性を担保するということが必要であるだらうと思つております。

あわせまして、14ページの②にも係るのかもしれませんが、この回答の内容をどう考えるかは、この制度の設計の在り方において非常に重大だと思つておりませう。性犯罪歴等のあつたなかつた、今はあるないということでは、確認を義務付けるという仕組みの下では、この人を結局採用すべきか、採用すべきでないか、あるいは採用してもどこに置くか、

置かないかということの判断ができかねる部分がある。しかし、余りにも情報の粒度が細かいといたしますと、これも先ほど普光院構成員が御指摘いただいたとおり、被害者のプライバシーも含めて非常に重大な問題が起きてくるということになります。

実はこの回答の内容をどう作るかというのが、日本版DBSについては決定的に重要だと思っておりますが、差し当たり、皆さんが、確実にここはマストだと合意されている前科について言えば、それが重大な性犯罪であるのかどうか、それが少なくとも裁判所においていつ判断されたことなのであるのか等の、本当に必要かつ合理的な範囲で情報の粒度を設定して開示することが適切であるだろうと思えます。

それから、③でございますが、適切な情報管理の確保ということで申しますと、これは先ほども若干申し上げましたが、その情報にアクセスできる人が被害者等を推知できる、あるいは推知するようなことをしてはならないということも含めた義務を、対象事業者あるいはその従業員等に課すことが適切だろうと思えます。

なぜそういうことを申し上げるかと思しますと、先ほど個人情報保護法の規律がということを上申しましたが、個人情報保護法の規律で安全管理措置を取ることを事業者に義務付けているのは、個人データ、データベース化されて業務にその主体、個人情報取扱事業者が使っているものでございます。例えば回答を事業者が得て、その得た情報を従業員の人事管理データベース等に入れるということになれば、その段階で個人情報保護法上の安全管理措置の義務が発生して外に出ていかないということになるわけですが、そうでないデータベース化されない状態でこの回答を持つ、あるいは例えば仮に本人に回答が渡されて本人がそれを事業者に見せましたという場合には、事業者ないしその従業員の頭の中にその情報がある状態ですね。それはいわゆる散在情報、個人データでない、ただの個人情報ということになり、一定の規律はかかってはおりますが、事業者に対してそれを漏えいしては駄目ですよとかということについて安全管理措置を義務づけることに、個人情報保護法はなっていないわけでありませう。

この仕組みを日本版DBSが取った場合に、日本版DBSを管理する公的な主体、それから、それを受け取った主体、それぞれについて個人情報保護法の規律が現にどういようにかかってくるのか、それで本当に十分なのかということについては、個人情報保護委員会事務局とも事務局において議論、確認をいただいて、そして、この場合、非常に保護すべき必要が高い前科等の情報に適正な規律をぜひ御検討いただきたいと思えます。そのことがこの日本版DBSの実効性も増すゆえんだらうと思っております。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○羽柴参事官 御指摘ありがとうございます。承知いたしました。事務局においてしっかり考えてまいりたいと思えます。

○内田座長 では、他にいかがでしょうか。

磯谷構成員、お願いします。

○磯谷構成員 すみません、ちょっと私の理解が不十分かもしれませんが、今、このDBSで出す情報なのですが、私のイメージとしては、登録があるというのとないというのと、もう2択なのかなというように思っていました。時期であるとか、罪名であるとか、場合によってはその内容であるとかということになりますとかなり取扱いが難しくなって一般の民間の方々にお渡しする情報としては適当ではないように思いますし、期間をどう区切るというのはともかくとして、法律として一定の期間、まだ経過していないということであれば、それはそれで必要な情報は伝わっているのではないかなというように思います。

万一、登録があるというような情報に事業者の方が接した場合で、かつ採用しようということであるとすれば、恐らくその段階で本人からどういう状況だったのか、そのところを詳しく聞くとかということになるのではないかなと思うので、私のイメージとしてはもう本当に登録があるかないかというだけの回答なのかなというように思っております。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

では、山下構成員、お願いします。

○山下構成員 既に議論されていますが、確認する主体は雇う側にすべきであって、かつ情報漏えいした場合は罰則を設けるべきであると私も従前から申し上げているとおりです。提供を受ける情報は先ほど磯谷構成員が言われたように登録があるかないかに限るべきだと思っております。

また、既に前の論点になってしまうかと思うのですが、川出構成員の方から刑法第34条の2との関係はどうなるのかという御指摘がありました。刑法第34条の2との関係では、禁錮以上の刑については刑の執行満了から10年間、罰金以下については刑の執行終了から5年間を経過すれば、前科があるものではない扱いになるという法の趣旨なので、教員の免許の方はもっと長い期間の情報を対象としており、それとの整合性をどう取るのかということについて議論する必要があるのではないかと思います。

○内田座長 ありがとうございます。

では、他にこの点につきまして、小國構成員、お願いします。

○小國構成員 それについてなのですが、やはり一生、この方たちはいわゆる病気と闘っているわけですので、10年とかで治るということではないというように考えますと、それは区切るべきではないというように思います。もし面接で雇用者が判断する機会があるという制度であれば、加害者だった人がまたそこで判断してもらえる可能性はあるかもしれませんが。

また、加害者の犯罪歴が残る場合には、確実に両輪として加害者治療を促進していくという制度を設けるべきだと思います。そういう制度を設けた上で、無期限に犯罪歴が残っ

てしまうということがあってもいいのではないかというように考えます。

○内田座長 ありがとうございます。

山下構成員は御発言がありますか。

○山下構成員 私自身も、まだこれはどうあるべきかというのは考えがまとまっていませんが特定免許失効者管理システムでの教員免許は40年間情報が保存されるのに対して、こちらの保存期間は刑法第34条の2との関係5年とか10年でいいのかということもよく分かりません。この点について、川出構成員がどうお考えなのか御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○内田座長 では、御指名ですので、川出構成員、お願いします。

○川出構成員 第2回会議のときに申し上げましたように、本制度を、特定の性犯罪歴があることをこどもに関わる職業に就くことの欠格事由とすることを前提に、それを確認するための制度として位置付けるのであれば、刑法34条の2との関係が直接に問題となってきますが、そうではなく、事業者がこどもの安全を確保するための措置を講ずる際の考慮要素とするために性犯罪歴を確認する制度として位置付けるのであれば、刑の効力は問題になりませんので、刑法34条の2が適用されることはなく、それゆえ、その趣旨を踏まえるとしても、そこで定められた期間よりも長い期間、記録を保管し、確認ができることは十分可能だと思います。

その上で、それを何年にするかについては、論理的に年数が出てくる話ではなく、何年ぐらい性犯罪歴を確認することが必要なのか、具体的には、データに基づき、犯罪を行ってからどのぐらいの年数が経てば再犯の可能性が低くなるのかということを検討したうえで決めるべきものであろうと思います。

教育職員免許の方で、40年、情報がデータベースに記録されることとの関係はどう考えるのかについては、そもそもなぜ40年となっているのかがよく分からないので、その理由をご説明いただけないでしょうか。文部科学省

○内田座長 その40年の方は結局どういう趣旨の制度であるかということに関わってくるかとは思いますが、オブザーバーで文部科学省の方はいらっしゃいますでしょうか。では、どうぞお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省教育人材政策課の矢野と申します。

先ほどの観点について御説明させていただきます。教育職員のデータベースに関しましては、まず法令上、40年というのが決まっているものではございません。これは法令に書いてあることではなくて、法令に基づいて文部科学大臣が定めました基本的な指針というものがございまして、この中に当面、少なくとも40年の間は記録するものとするというように規定をしているところから40年分のデータベースの記録というところになっておるところでございまして。その趣旨としては、もともとこの制度を検討する議論の中では、これはそもそも法令自体が政府提出法案ではなくて議員立法だということからまず押さえていただいた上で、政府で検討した中身ではないですけれども、議論の中では、まず刑法の有

期刑の上限が30年であるというところプラス、刑の消滅期間が最長10年であるというところを考え合わせまして、最長40年間にすればその範囲の途中でデータベースに記載されないというようなことはないであろうというところの中で最大40年というところで規定しておるところでございます。というのと、もう一つは今まで来、構成員の皆様が御議論いただいているように、これは刑罰のデータベースではありませんで、行政処分のデータベースでありますから、刑罰がどうのこうのというようなところとは直接リンクしていないというところは御理解いただければと思います。

説明は以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明でいかがでしょうか。

山下構成員、どうぞ。

○山下構成員 川出構成員にお伺いします。もし欠格事由という形で制度設計する場合は、5年、10年とか刑法との整合性が必要になってくるとも思われるのですが、いかがですか。

○川出構成員 性犯罪で刑に処せられたことを欠格事由とすることを前提に、それを確認するための制度と位置づけるのであれば、前提部分の欠格事由のところは刑法34条の2が適用されるわけですから、ご指摘のとおり、確認の対象となる情報の記録期間も、それに連動することになると思います。

○山下構成員 ありがとうございます。

○内田座長 他には御意見はございますでしょうか。

川出構成員、どうぞ。

○川出構成員 先ほどの文部科学省の担当の方からの説明について、一点伺いたいことがあります。ご説明にあったように、このデータベースは、刑罰を受けたことのデータベースではなく、行政処分を受けたことのデータベースであるわけですが、その記録の期間を文部科学省の説明なのですが、40年と定めるに当たっては、有期刑の上限が30年、刑の効力の消滅期間が最長10年ということで、刑罰を受けた場合が想定されているのはなぜなのでしょう。

○内田座長 もしお答えいただけるようであればお願いできますか。

○文部科学省 文部科学省の矢野です。

これも欠格事由との関係でも申し上げますと、教育職員については別に欠格事由がございまして、それとは直接リンクしないということですね。これは結局、教育職員のデータベースについても性暴力等防止法の中で採用してはいけないとかという規定にはなっていないで、それ自体は欠格事由ではございません。その情報を基に、結局のところ、採用についてすごく慎重に判断をするというための材料としての提供のデータベースでありますので、これ自体が欠格事由を示したデータベースではないというところから、採用判断に当たっての情報を提供するに当たっては、途中でなくなるのではなくて、その刑の消滅というのは事実行為自体が消えるものではないので、いずれにしても、児童生徒性暴力等に



よって免許状が失効・取上げになったという、事実自体は消えるというものではないので、そういう情報を提供することが必要であろうというところで議論された結果です。

○内田座長 それで仮に犯罪であったとしても最長30プラス10で40年ぐらいがリミットなのだから、情報はその間のものを提供していればいいであろうという御判断なのでしょうかね。

○川出構成員 そういう理由だとすれば、この40年というのは実証的な根拠から導かれたものではありませんので、必ずしもそれにこだわる必要はなく、本制度については、できるかぎり実証的なデータに基づき、再犯の可能性に照らしてどの程度の期間、確認することができるようにするのが合理的なのかを考えて決めるということによいのではないかと思います。

○内田座長 事務局もその材料を持っているわけではないかもしれませんが、刑法34条の2の規律と40年の間で再犯の可能性を考慮して政策判断をしていくということなのでしょうかね。そのあたりの方向についてはおおむね共通の御理解が得られたのかと思います。

事務局から何かありますか。

○羽柴参事官 今、御指摘いただきましたのは、再犯リスクとの関係でどのぐらいの期間を取っておくとよいのかという観点で期間を見ることができるか、その点を実証的に見るための数値がないのかという御指摘だったというように理解をいたしました。その点につきまして、提出しております資料の一応該当する箇所について申し上げますと、第1回の会議資料中、配布資料7というものがございます。資料のタイトルといたしましては「性犯罪等に関する資料」というものでございます。

様々な統計が載っておりますけれども、その中の13番ですが、性犯罪による直近の有罪判決確定日から令和3年度の有罪判決確定日までの期間という資料でございます。これは令和3年度に性犯罪で有罪判決が確定した者について、その前に性犯罪による有罪判決があった場合におきまして、直近の有罪判決確定日から令和3年度の有罪判決確定日までの期間がどのぐらいあったのかということ調査した結果をまとめた資料でございます。

その期間で左側から下には具体的な年数と人数が書いてありますけれども、5年ごとに区切っていっております、棒グラフで言いますと6本ございますが、この数値上は0年から4年の間に有罪判決が確定したという者がこの程度おり、この中で一番多いのは5～9年というところでございます。その次が0～4年というところで、次に10～14、15～19年というところについて、さらにその先になりますと人数的に減っておりますけれども、20～24年という欄は令和3年度の有罪判決確定した者の中で20～24年の期間が経過してから再び性犯罪で有罪判決が確定したという者であり、それは4人であった、25～29年については2人であったという数値でございます。30年以降を書いておりませんが、25～29年の2人も26年未満でございしますが、それ以降の数値がないのは、そういう者の該当がなかったということでございます。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。こういったことを参考に年数を切っていくということかと思えます。

他にはよろしいでしょうか。

小國構成員、お願いします。

○小國構成員 性犯罪者の方たちというのは、自助努力をされている方たちもいるわけで、そういう方たちは自ら子ども達に近づかないという努力もされると伺っております。しかし一方で、繰り返し性犯罪を行っている人がいるわけで、自助努力ができない状況もあると考えます。つまり、認知行動療法等が毎回犯罪者として捕まるたびに行われるわけですが、それが全く効かないケースもあるということは何っております。

そういう意味では、捕まるのは氷山の一角で、繰り返し捕まるのも氷山の一角だと思いますので、この数字をもって決めるというよりは、やはりこの間の講演のような、実際に認知行動療法を行った結果の研究データを見るべきではないかなと思います。どの程度で治癒するのか、あるいは治癒しないのか。そういう意味ではやはりすごく参考になりますし、再犯防止にもつながることだと思いますので、むやみに期間を短くするというのは再犯してしまうきっかけにもなると思いますので慎重にすべきだと思います。

○内田座長 ありがとうございます。

川出構成員、お願いします。

○川出構成員 法律で一定の期間を定めるという場合には、ある程度類型的な判断によって決めざるを得ないところがあります。御指摘のとおり、個別の事案を見ると再犯の危険が消えないという方もいらっしゃるかもしれませんが、それを言い出すと、結局、無期限に確認できるようにすべきということにならざるを得ません。そうではなく、性犯罪歴を確認できる期間を限定するというのであれば、先ほど事務局からご説明のあったデータなどを基に、ここを期限としておけば、大部分はカバーできるだろうというところで切らざるを得ないと思います。

例えば、この資料ですと、直近の有罪判決確定日から20年を過ぎると再犯の可能性は著しく減っていますので、そこまでをカバーできる年数を確認ができる期間とするといったような発想で考えることになるのではないかと思います。

○内田座長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

宍戸構成員、お願いします。

○宍戸構成員 すみません、時間が押しているところ、重大な論点であろうと思っておりますので申し上げたいと思っておりますのは、日本版DBSを導入した場合のある種の遡及適用の問題でございます。要するに、これから犯罪を犯した方についてDBSに載るのは当たり前である。それから、そうではなくて、過去、犯罪を犯した人についても必要な場合にDBSに記載されて、例えば今、既に教育職員である人が別の職場に教育職員として移る場合に、このDBSで過去、性犯罪を犯したことが分かることで、移籍ができないとか、移籍先で違う業務に就

くとかいったことがあるのは、制度の当然の前提としてあり得ることだろうと思います。

もう一歩進んで考えなければいけないのは、児童生徒の方の性的な被害を業務従事者から防ぐ事業者の責務を現に実効あらしめるという観点からしますと、今、雇われている職場で業務に従事している人についても、このDBSが稼働したときに何らかの形で、例えば2年とか3年とか分からないのですけれども、何かのときに、あるいは昇進の際にとかいろいろやり方があると思いますが、この確認を求める、求めないということであります。

これに関連しまして、山下構成員が以前、最高裁の前科照会事件判決を御紹介いただきましたけれども、このような遡及的な適用を行う場合には、みだりに前科等を暴かれない利益、生活関係を既に知られないで形成しているということとの関係と、それから、現にこども関連業務において性犯罪からこどもを防ぐという事業者の責務を実効あらしめるという観点から、今まで必ずしも遡及適用を想定しないで議論していた部分があると思いますけれども、仮に遡及的な適用をする場合にはかなりシビアな比較考量を行い、場合によっては、今まで問題を起こしていなかったが実は分かったのでその事業者の方が直ちに懲戒解雇にするとすることは問題があるのではないかとか、分かったのだから解雇してもいいとか、労働法的な整理も含めて遡及適用の問題について考えることが必要な部分があるのではないかと。私はよく考え方を整理しておいた方がいいのではないかとおっしゃったので、一言申し上げておきます。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

もし差し支えなかったら、神吉構成員、今の点、何か御意見ございますでしょうか。

○神吉構成員 実際、遡及適用されるということになるとすると、二通りあるかと考えます。こうした前科の照会をすでに採用時にしていて、本人に確認した上で前科はありませんと答えていたといった事実がある場合は、性犯罪前科の隠匿が重大な経歴詐称に当たると評価される場合があるかと思えます。そういった場合には性犯罪歴を隠して採用されたという経歴詐称を理由としてその者を解雇するということが一つあり得るかと思えます。

その大前提として、解雇は解雇権濫用法理によってその有効性が判断されるというのが原則的な枠組みとなります。現在では労働契約法16条に定めている解雇権濫用法理の適用によって、解雇が有効になるためには客観的合理的な理由と社会通念上の相当性が必要とされます。雇用関係が長期にわたる継続的な関係であり信頼を基にして築かれるべきであるということからして、経歴詐称は非常に重大な信頼関係の破壊行為として解雇の客観的合理的理由の一つとしてこれまでも認められてきたことから、犯罪歴の隠匿等が観念できる場合にはそうした枠組みに乗るかと思えます。

ただ、これまでそうした前科について一度も聞いたことがない、そもそも聞いてないので隠したことにはならないのが恐らくこれまでの大半の状況だろうと思います。そうすると、それは直に客観的合理的理由と社会通念上相当性があるかどうかを判断する枠組みに乗りますが、経歴詐称ではない性犯罪前科があったというその事実だけで客観的合理的な

理由に当たるかという点、もし5年、10年、20年とそれまで何の問題もなく勤務をしてきた実績がある場合に、性犯罪前科が明るみになったという一事をもって解雇権を行使することが有効になるとはちょっと考えにくいです。他にもいろいろ問題を起こしている、トラブルがあった場合には一つの考慮要素とされることはあるかもしれませんが、そこは場合による、ケース・バイ・ケースと、遡って適用される場合にはそういう理解になるかと思えます。

私からは以上です。

○内田座長 どうもありがとうございました。

なかなか重要な問題だと思います。あと「その他」と、それから、「併せて行うべき取組」というのが残っております。誠に申し訳ありませんけれども、少しではないですが延長させていただいて、残りの議論を何とか終えたいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

「その他」というところですけども、これまで御議論いただいた論点以外にもその他の論点として、例えば個人が行っている事業の場合はどうするか。それから、特定免許失効者等に関するデータベースとの関係、これはもう既に御議論が出ている問題です。それから、採用時の運用、これも少し議論が出ました。こういった論点がございます。それらの点あるいはそれに関連する論点について御意見をいただければと思います。

それから、最後の「併せて行うべき取組」というのも同時に議論したいと思えますが、本確認制度には含まれないものであっても、子どもを性犯罪被害から守るために併せて行うべき取組というものがあろうかと思えます。これは先ほど小國構成員からもそういったものとのセットで考えるべきだという御意見がございました。こういった併せて行うべき取組というものについて御意見ございましたらお出しいただければと思います。どの点からでも結構ですが、どうぞよろしく願いいたします。

では、小國構成員、どうぞ。

○小國構成員 併せて行う取組として、ぜひ加害者治療の促進ということをやっていただきたいと思えます。加害者の方の治療というのは、少なくとも3年から5年は優にかかってしまいます。その後も継続する必要がありますが、継続して通院できる施設が本当に少ないという状況です。また、その中には非常に高額な医療費がかかってしまう、自費でかかるというようなものもございます。ですから、現実的には加害者の方が通院できるような施設が非常に少なく、また、加害者が更生しようと思っても現実的には行かれないという状況を改善していただきたいというように思います。

特に少年犯罪のような年齢が低い加害者という場合には、更生する可能性がかなり高いということもありますが、治療機関が少ないのです。自助グループもあるようなのですが、活動している団体も非常に少なく、こういう状況の中で治療等を受けられる場の拡充とか支援の促進を推進することは、性被害を防止するための総合的な取組の一つとして併せて考えていくべき点だと考えます。

○内田座長 どうもありがとうございます。

では、続いて、山下構成員、その後、神吉構成員、お願いします。

○山下構成員 性犯罪歴の確認を義務付けるタイミングですが、採用時のみではなく、採用した時点ではこどもと関わりのない職場に配属されたが、その後の人事異動でこどもと関わるような職場に異動になる場合にも照会を義務付けるべきだと思います。また、雇用契約ではなくて業務委託等でこどもと関わる業務を業者に外部委託する場合には、外部委託する業者に照会を義務づけるといった制度設計が必要ではないかと思います。

それとともに、既に議論された対象となる業務の範囲について、継続性・支配性・閉鎖性の3つのメルクマールが示されましたけれども、具体的な職種をある程度分かるように列挙しないと、運用する側で3つのメルクマールに基づいて判断するのは非現実的ですので、法律で書き込むことが難しければ、省令等で適宜職種の例示をしていただかないと、運用する側は、果たしてこの職種はDBS制度に該当するのかどうかすごく悩むと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○内田座長 では、神吉構成員、お願いします。

○神吉構成員 私からは3点、申し上げたいと思います。

1点目は、個人が1人で行っている事業に関して、先ほど整理したとおり、性犯罪歴の確認義務は、広くこどもの安全確保のための事業者の責務をより多く果たすための手段と位置付けられるべきだと、まず基本的にはそう考えられます。

その上で、その責務を果たすための具体的な措置については単に前科の確認に尽きるものではなく、先ほど小國構成員もおっしゃったように加害者に対する対応も大事で、それに加えて、そこで働く人への研修や相談窓口の設置といった予防を含めた安全確保義務のパッケージでなければ真に有効とは言えません。そうだとすると、個人が1人で行っている事業についてこどもの安全を確保するための具体的措置を包括的に講じさせることはなかなか難しく、そうである以上、個人事業主を本件確認の仕組みの対象にそのまま乗せていくのは難しいと考えています。

こども関連事業については、本来的にはこどもの安全を確保するためのガバナンスの仕組みを構築させることが非常に有効で、具体的には事業主と従業員を分離した監督体制の構築を促す方向性が望ましいと考えております。そうすると、この仕組み自体からは若干離れるのですけれども、そうした取組を促進することで結果的にきちんと監督体制がとられている事業者が選ばれる方向になっていくのではないのでしょうか。

それから、2点目は、山下構成員が御指摘されたこととも関わるのですけれども、採用時に本人の個人情報を尋ねることについては、これまでも必要性が認められる場合に合理的な範囲で許されると考えられてきました。本件で今回、確認の仕組みが導入されることによって一定の性犯罪歴を有するか否かが公的に明らかにされとなれば、その確認前に対象となる性犯罪歴の有無を尋ねることは採用活動としては必要があり、かつ合理的な範

困にとどまるものとして許容されると考えております。

そして、先ほどの場面のように遡って適用された場合、それから、採用時に限らない確認を義務付けることになった場合には、犯罪歴が明らかになったときは、こどもの安全確保という包括的な責務を果たすためにはこどもと関わらない職務にさせたり配置転換させる、それが難しいときには1人でこどもと関わらないようにさせるような配慮が使用者側には義務付けられていく。他方で、その義務を果たさないで直ちに解雇してしまうと権利濫用として許されない可能性もあると思います。

それから、3点目は特定免許状失効者に関するデータベースとの関係で、文部科学省のオブザーバーの方がいらっしゃるようなので伺いたいのですが、このデータベースは氏名等を入力すれば特定の個人のデータを閲覧することができるものなのか。つまり、間違いなく具体的個人の特定が担保されるようなものなのかについて伺ってもよろしいでしょうか。その上でコメントしたいと思います。

○内田座長 それでは、文部科学省の方から、矢野さんですか。コメントをいただけますでしょうか。

○文部科学省 文部科学省、矢野です。

まず情報が全部閲覧できるかということに関しては、氏名ですとか生年月日ですとか振り仮名ですとかいろいろな情報があるわけですが、その情報を入力した上で該当しない場合には当然該当しないというデータだけがでてきます。該当した場合にだけ該当者のデータを更に閲覧することができるようになります。

本人該当性については、当然検索条件に引っかければ一応その情報としては表示されることとなりますので、当然、採用に当たってはそれだけを判断材料にはせずに、面接等で本人への確認をするであるとか、あるいは当然採用選考に当たって提出される書類の中に履歴書ですとか卒業証明書ですとか、それ以外の情報もありますので、それ以外の情報と組み合わせて総合的に判断することというところを条件にデータベースを使うことになっております。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

それでは、神吉構成員、お願いします。

○神吉構成員 すみません、もし処分後に氏名が変わっていたらその扱いはどうなりますでしょうか。

○文部科学省 今、文部科学省として求めていますのは、採用選考時に書類として出してきた氏名のほかに、免許状に関しては大学卒業時に取得するというのも当然非常に多くございますので、大学等の卒業証明書であるとかの過去の証明書類も含めて検索をするようにというように求めています。

○神吉構成員 なるほど。ありがとうございます。雇用する側が判断材料の一つとして使うものと理解いたしました。そうだとしますと、こうしたデータベースはそもそも教育職

員等を任命雇用する者が活用するために設けられたものであって、対象となる職種等も違っている上に、今、御説明いただきましたように特定の個人を特定してそのデータを閲覧することが必ずしも可能ではないとなれば、データベースと日本版DBS等を統合すべきという議論もあり得るところではありますけれども、かえって仕組みを複雑化させるというおそれもあると思います。スタート時に統合した形で進めるのは困難ではないかと思いますが、データベースの閲覧も同時に可能という状況であれば、運用上の利便性向上のために今後テクニカルな工夫を検討することが課題となると考えました。

それから、どれだけデータを保存すべきかは、データベースは当面少なくとも40年間分のデータが記録されるということでしたが、繰り返しになりますが、こういった行政処分に関しては刑法34条の2によって一定の経過期間が経過したことによって言渡しの効力が消滅するとされている刑罰とは前提が異なりますので、その点に留意するならば、データベースが40年分閲覧できるのだから、本件確認の仕組みも40年といった必然性はないですし、本件確認の仕組みの期間を40年より短くしたとしても、それで法的保護が後退したという話にもならないと考えました。

長くなってすみません、私のコメントは以上です。

○内田座長 どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

普光院構成員、どうぞ。

○普光院構成員 すみません、個人が行う事業としては過去にわいせつ事件が起こって、私もその委員会に入っておりましたけれども、マッチングサイトのベビーシッターがあります。マッチングサイトのベビーシッターは個人事業主として一応届出制の中に届出をしなければならないというように新しく児童福祉法に書かれました。個人事業主なのですが、実際にはマッチングサイトに登録して利用者につながるという形になっておりますので、例えばベビーシッターの個人事業主に関してはマッチングサイトの運営者というものを対象として、義務付けか、あるいは丸適マークになるのか分かりませんが、その責任者としてみなすということが可能かと思えます。

同様に、個人の家庭教師の場合も多くの場合は家庭教師の紹介業みたいなものがあるのではないかと思いますので、そういった紹介業の事業主を対象とするということも可能ではないかなというように思いました。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

山下構成員、お願いします。

○山下構成員 詳細な設計設計なのですが、例えば確認をする者がデータベースにアクセスする際に個人を特定する情報としては氏名、生年月日、本籍地といったことが考えられます。しかし、現行制度では本籍地は転籍という形で変更できますし、氏名についても結

婚その他で氏が変わることはありますので、転籍後あるいは変更後の氏名を入力したら該当なしという結果になります。でも、実際は以前は別の名前だったり、別の本籍地で該当があったりということにもなりかねませんので、転籍とか氏の変更等でもデータベースに確認すれば正確に該当するような制度設計に留意していただきたいと思います。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。まだまだ御議論は実はあったのかもしれませんけれども、時間が超過してしまって、御配慮いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。

今回がこの有識者会議の報告書を作成する前の最後の実質的な議論の場ということになりましたけれども、大変充実した御議論をいただけたと思います。どうもありがとうございました。

それでは、第4回の「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」、これにて終了させていただきます。

最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○羽柴参事官 次回、第5回会議につきましては9月5日を予定しております。詳細は事務局から追って御連絡させていただきます。

○内田座長 ありがとうございます。

そして、最後に、いつものように本日の議事録の扱いですけれども、本日の会議の議事につきましても特に公表に適しない内容に当たるものはなかったと思いますので、議事録等を公表するというにしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。皆様、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。